

平成27年第3回（9月）定例会

つがる市議会会議録

平成27年9月3日 開会

平成27年9月18日 閉会

つがる市議会

平成27年第3回つがる市議会 定例会会議録目次

第 1 号 （9月3日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため議場に出席した者の職氏名	5
開会、開議宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
報告第13号～議案第92号の上程、提案理由の説明	6
・ 報告第13号 平成26年度つがる市健全化判断比率及び資金不足比率の状況について	
・ 報告第14号 平成26年度つがる市継続費精算報告書	
・ 議案第76号 平成27年度つがる市一般会計補正予算（第5号）案	
・ 議案第77号 平成27年度つがる市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）案	
・ 議案第78号 平成27年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案	
・ 議案第79号 平成27年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第2号）案	
・ 議案第80号 平成26年度つがる市一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件	
・ 議案第81号 平成26年度つがる市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件	
・ 議案第82号 平成26年度つがる市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件	
・ 議案第83号 平成26年度つがる市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件	
・ 議案第84号 平成26年度つがる市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件	
・ 議案第85号 平成26年度つがる市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件	
・ 議案第86号 つがる市議会の議決すべき事件を定める条例案	

- ・議案第87号 つがる市個人情報保護条例の一部を改正する条例案
- ・議案第88号 つがる市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例案
- ・議案第89号 つがる市空き家等の適正管理に関する条例を廃止する条例案
- ・議案第90号 つがる市消防署再編統合計画策定審議会条例案
- ・議案第91号 つがる市手数料条例の一部を改正する条例案
- ・議案第92号 つがる市環境基本条例案

散会の宣告・・ 9

第 2 号 （9月7日）

議事日程・・	1 1
本日の会議に付した事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
出席議員・・	1 2
欠席議員・・	1 2
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名・・・・・・・・	1 3
職務のため議場に出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
開議宣告・・	1 5
一般質問・・	1 5
12番 成田克子議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
4 番 長谷川榮子議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
18番 松橋勝利議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 6
15番 平川 豊議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 3
1 番 齊藤 渡議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 8
9 番 三上 洋議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 5
17番 伊藤良二議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 0
散会の宣告・・	5 6

第 3 号 （9月8日）

議事日程・・	5 7
本日の会議に付した事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 8
出席議員・・	5 9
欠席議員・・	5 9
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名・・・・・・・・	6 0

職務のため議場に出席した者の職氏名	6 1
開議宣告	6 2
一般質問	6 2
3 番 佐々木敬藏議員	6 2
総括質疑	6 6
予算・決算特別委員会の設置	7 1
議案等委員会付託	7 1
請願・陳情の件	7 1
散会の宣告	7 1

第 4 号 (9月18日)

議事日程	7 3
本日の会議に付した事件	7 3
出席議員	7 4
欠席議員	7 4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	7 5
職務のため議場に出席した者の職氏名	7 6
開議宣告	7 7
予算・決算特別委員長審査報告、討論、採決	7 7
総務常任委員長審査報告、討論、採決	7 8
教育民生常任委員長審査報告、討論、採決	7 9
経済建設常任委員長審査報告、討論、採決	8 0
発議第3号の上程、説明、討論、採決	8 1
・発議第3号 つがる市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案	
発議第4号の上程、説明、討論、採決	8 4
・発議第4号 つがる市議会会議規則の一部を改正する規則案	
議員派遣の件	8 5
閉会の宣告	8 5
署 名	8 7

第 1 号

平成 2 7 年 9 月 3 日（木曜日）

平成27年第3回つがる市議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成27年 9月 3日（木曜日）午前10時開会、開議

1 開会、開議宣告

1 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第13号 平成26年度つがる市健全化判断比率及び資金不足比率の状況について

報告第14号 平成26年度つがる市継続費精算報告書

議案第76号 平成27年度つがる市一般会計補正予算（第5号）案

議案第77号 平成27年度つがる市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）案

議案第78号 平成27年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第79号 平成27年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第80号 平成26年度つがる市一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第81号 平成26年度つがる市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第82号 平成26年度つがる市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第83号 平成26年度つがる市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第84号 平成26年度つがる市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第85号 平成26年度つがる市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第86号 つがる市議会の議決すべき事件を定める条例案

議案第87号 つがる市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

議案第88号 つがる市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例案

議案第89号 つがる市空き家等の適正管理に関する条例を廃止する条例案

議案第90号 つがる市消防署再編統合計画策定審議会条例案

議案第91号 つがる市手数料条例の一部を改正する条例案

議案第92号 つがる市環境基本条例案

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員（２０名）

１番	齊 藤 渡	２番	田 中 透	３番	佐々木 敬 藏
４番	長谷川 榮 子	５番	成 田 博	６番	木 村 良 博
７番	佐 藤 孝 志	８番	長谷川 徹	９番	三 上 洋
１０番	野 呂 司	１１番	天 坂 昭 市	１２番	成 田 克 子
１３番	佐々木 直 光	１４番	佐々木 慶 和	１５番	平 川 豊
１６番	山 本 清 秋	１７番	伊 藤 良 二	１８番	松 橋 勝 利
１９番	白 戸 勝 茂	２０番	高 橋 作 藏		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	福 島 弘 芳
副 市 長	佐 藤 昭 三
教 育 長	葛 西 嶮 輔
総 務 部 長	倉 光 弘 昭
財 政 部 長	三 上 保 男
民 生 部 長	山 口 健 吾
福 祉 部 長	境 宏
経 済 部 長	高 橋 寿
建 設 部 長	新 岡 秀 行
総 務 部 次 長	木 村 好 秀
財 政 部 次 長	加 藤 靖
民 生 部 次 長	増 田 忠 昭
福 祉 部 次 長	白 戸 登
経 済 部 次 長	山 内 信 昭
建 設 部 次 長	松 橋 守
教育委員会委員長	成 田 悦 雄
選挙管理委員会委員長	成 田 照 男
農業委員会会長	山 本 康 樹
監 査 委 員	長谷川 勝 則
教育委員会部長	三 上 みつる
選挙管理委員会事務局長	小 寺 保
農業委員会事務局長	成 田 柳 二
監査委員事務局長	下 山 芝 規
消 防 長	成 田 一 司
稲垣出張所長	長 内 清 範
車力出張所長	工 藤 輝 美
会 計 課 長	北 畠 悟

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	野 呂 金 弘
事 務 局 次 長	葛 西 隆 志
総 務 係 長	三 上 眞理子
議 事 係 長	葛 西 正 美

◎開会、開議宣告

○議長（佐々木慶和君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、平成27年第3回つがる市議会定例会を開会いたします。直ちに会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木慶和君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により11番、天坂昭市議員、12番、成田克子議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木慶和君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、お手元に配付の会期予定表のとおり、本日から9月18日までの16日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木慶和君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月18日までの16日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（佐々木慶和君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条第1項に基づく今定例会への説明員については、お手元に配付の名簿のとおりであります。また、法令の規定に基づく報告第13号「平成26年度つがる市健全化判断比率及び資金不足比率の状況について」及び報告第14号「平成26年度つがる市継続費精算報告書」についてもお手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員から例月出納検査の平成26年度4月、5月分、平成27年度の4月から6月分の報告書並びに教育委員会から平成26年度分教育委員会事務点検及び評価報告書が提出されておりますので、その写しを配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎報告第13号～議案第92号の上程、提案理由の説明

○議長（佐々木慶和君） 日程第４、報告第13号及び報告第14号、並びに議案第76号から議案第92号までの計19件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福島市長。

〔市長 福島弘芳君登壇〕

○市長（福島弘芳君） おはようございます。本日ここに、平成27年第３回つがる市議会定例会の開会に当たり、上程されました議案の主なるものについて、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思います。

本定例会に提出いたしました議案は、予算案４件、決算６件、条例案７件の合わせて17件であります。

まず、予算案につきましてご説明申し上げます。

議案第76号「平成27年度つがる市一般会計補正予算（第５号）案」につきましては、当初見込みなかった経費、緊急を要する経費などについて、所要の補正をするものであります。

その結果、一般会計の予算規模は、既決予算に８億3,482万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を230億6,339万1,000円とするものであります。

それでは、歳出に計上された主なるものについて、款を追ってご説明申し上げます。

総務費においては、財政管理費に平成26年度決算余剰金及び普通交付税の決定により、財政調整基金に４億3,508万3,000円、減債基金に２億3,000万円の積立金をそれぞれ計上いたしました。

また、戸籍住民台帳費に、社会保障・税番号制度カード発行事業費1,336万9,000円を計上しました。

民生費においては、社会福祉施設管理費に木造福祉交流センター及び老人福祉センター等の修繕、改修工事など2,313万9,000円を計上しました。

農林水産業費において、農業振興費にナラシ対策加入予定者数増加に伴う経営安定支援事業補助金1,075万4,000円を計上いたしました。

土木費においては、除雪対策費に防雪柵設置工事5,377万1,000円を計上いたしました。

消防費においては、非常備消防費に消防団用備品購入費209万2,000円、災害対策費に津波避難に関する海拔表示板設置工事費51万9,000円を計上いたしました。

教育費においては、小学校費及び中学校費の学校管理費に備品購入費731万5,000円、社会教育費においては、文化管理費に旧木造中央公民館講堂現況調査業務委託料200万円を計上いたしました。

以上が歳出予算の概要であります。

次に、歳入予算についてご説明申し上げます。補正予算の主なる財源といたしましては、歳出との関連等において国・県支出金・市債について、それぞれ所要額の補正を行うとともに、普通交付税が決定したことにより、７億5,213万9,000円を計上したほか、平成26年度決算に基づく繰越金３

億5,135万5,000円を計上いたしました。

また、財政調整基金繰入金4億334万9,000円を繰り戻すための減額し、全体の補正額を調整いたしました。

また、議案第77号から79号までの平成27年度各特別会計補正予算案につきましては、ご審議の際に詳細にご説明申し上げます。

次に、決算についてご説明申し上げます。

決算の認定につきましては、議案第80号から議案第85号までの6件を提案いたしております。

平成26年度つがる市一般会計及び特別会計歳入歳出の決算が確定いたしましたので、地方自治法の規定に基づき、監査委員の意見及び関係書類を付して認定をお願いするものであり、いずれの会計におきましても、実質収支の黒字を確保したものとなっております。

次に、条例案についてご説明申し上げます。

条例案につきましては、議案第86号から92号までの7件を提案しております。議案第86号「つがる市議会の議決すべき事件を定める条例案」は、地方自治法の改正により、市町村に義務づけられていました、総合計画の基本構想の議会の議決が撤廃されたことにより、本市の最上位計画である総合計画の策定、変更及び廃止については、議会の議決すべき事件として定めるため制定するものであります。

議案第87号「つがる市個人情報保護条例の一部を改正する条例案」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、特定個人情報の適正な取り扱いの確保及び開示、訂正、利用停止等を実施するために必要な措置を講ずる必要があることから、所要の改正をするものであります。

議案第88号「つがる市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例案」は、マイナンバー法の規定に基づき、同法に規定する事務以外の事務において個人番号を利用できることとするため、条例を制定するものであります。

議案第89号「つがる市空き家等の適正管理に関する条例を廃止する条例案」は、空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、本条例と目的、対象、仕組みが重複することから廃止するものであります。

議案第90号「つがる市消防署再編統合計画策定審議会条例案」は、つがる市消防署の再編統合計画を策定するため、市長の附属機関として設置するものであります。

議案第91号「つがる市手数料条例の一部を改正する条例案」は、マイナンバー法の施行に伴い、個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付事務に係る手数料を定める必要があることから、所要の改正をするものであります。

議案第92号「つがる市環境基本条例案」は、環境の保全及び創造についての基本理念を定め、市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計

画的に進めるための基本となる事項を定め、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため制定するものであります。

以上をもちまして、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職を初め関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何とぞ、慎重ご審議の上、原案どおりご議決並びにご認定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐々木慶和君） 提案理由の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（佐々木慶和君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

4日は議案熟考のため休会であります。

7日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

（午前10時16分）

第 2 号

平成 2 7 年 9 月 7 日（月曜日）

平成 27 年第 3 回 つがる市議会定例会 会議録

議事日程（第 2 号）

平成 27 年 9 月 7 日（月曜日）午前 10 時開議

1 開議宣告

1 議事日程

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（２０名）

１番	齊 藤 渡	２番	田 中 透	３番	佐々木 敬 藏
４番	長谷川 榮 子	５番	成 田 博	６番	木 村 良 博
７番	佐 藤 孝 志	８番	長谷川 徹	９番	三 上 洋
１０番	野 呂 司	１１番	天 坂 昭 市	１２番	成 田 克 子
１３番	佐々木 直 光	１４番	佐々木 慶 和	１５番	平 川 豊
１６番	山 本 清 秋	１７番	伊 藤 良 二	１８番	松 橋 勝 利
１９番	白 戸 勝 茂	２０番	高 橋 作 藏		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	福 島 弘 芳
副 市 長	佐 藤 昭 三
教 育 長	葛 西 嶮 輔
総 務 部 長	倉 光 弘 昭
財 政 部 長	三 上 保 男
民 生 部 長	山 口 健 吾
福 祉 部 長	境 宏
経 済 部 長	高 橋 寿
建 設 部 長	新 岡 秀 行
総 務 部 次 長	木 村 好 秀
財 政 部 次 長	加 藤 靖
民 生 部 次 長	増 田 忠 昭
福 祉 部 次 長	白 戸 登
経 済 部 次 長	山 内 信 昭
建 設 部 次 長	松 橋 守
教育委員会委員長	成 田 悦 雄
選挙管理委員会委員長	成 田 照 男
農業委員会会長	山 本 康 樹
監 査 委 員	長谷川 勝 則
教育委員会部長	三 上 みつる
選挙管理委員会事務局長	小 寺 保
農業委員会事務局長	成 田 柳 二
監査委員事務局長	下 山 芝 規
消 防 長	成 田 一 司
稲垣出張所長	長 内 清 範
車力出張所長	工 藤 輝 美
会 計 課 長	北 畠 悟

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局 長	野 呂 金 弘
事務局 次 長	葛 西 隆 志
総 務 係 長	三 上 眞理子
議 事 係 長	葛 西 正 美

◎開議宣告

○議長（佐々木慶和君） おはようございます。ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（佐々木慶和君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。質問については、答弁を含めて1時間以内であります。

◇ 成 田 克 子 君

○議長（佐々木慶和君） それでは、通告順に質問を許します。

第1席、12番、成田克子議員の質問を許します。

成田議員。

〔12番 成田克子君登壇〕

○12番（成田克子君） おはようございます。第1席を賜りました芳政会の成田克子でございます。

出来秋の季節を迎え、農家さんは収穫の準備に追われているようです。昨年大きく取り上げられた青天の霹靂の作付にチャレンジした農家さんは、つがる市では76戸で68ヘクタールとなっております。販売日も青天の霹靂と語呂合わせのよい10月10日に決まったそうで、丹精込めてつく上げた農家さんのお気持ちはいかばかりかとお察しいたしております。また、3食お米派の私にとっても大変待ち遠しい限りでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。このたびの質問に当たり、議長のお許しをいただきまして、皆様のお手元には189番に関するチラシ等を配付いたしておりますので、よろしくお願いいたします。まず、1点目の児童相談所全国共通ダイヤル189番の普及についてご質問いたします。児童虐待防止等に関する法律が平成12年の施行により、私たち住民にも、周囲での虐待が疑われるときはためらわず通報するよう通報義務が課せられております。地域全体で虐待から幼い子供の命を守るために、これまでも虐待ではないかと思ったらすぐに通報しなければならないのですが、番号が10桁であったため通報しにくいとの声が寄せられておりました。

その結果、政府において110番のように3桁化する対策がとられ、このたび15年ぶりに3桁の新番号が決定し、ことし7月1日より運用開始となったのであります。新番号は、189番、イチ・ハヤ・クと覚えやすく、もしかしてと思ったら、ためらわずいち早く通報してほしいとしております。通報した方の氏名や内容等の情報は一切公になることはありません。これまでよりイチ・ハヤ・クと

覚えやすいことから、通報義務を履行される方がふえて虐待の早期発見につながればと思っております。政府は、189番を国民に幅広く告知する必要があるとし、ことし7月4日に全国の女性局に対し全国一斉街頭キャンペーンの実施を呼びかけいたしました。これを受け、私たちもアウガ前において189番の普及と児童虐待ゼロを目指して街頭活動を行ってまいりました。本市においても、児童虐待の未然防止策として市民の皆様に189番の周知徹底を図ってはどうか、お伺いいたします。

次に、児童虐待の相談件数でございますが、年々増加の一途をたどり、児童虐待法の施行当初の1万6,830件に比べ、平成25年には7万3,802件となっております。本市に寄せられた相談件数はどれくらいでしょうか。

また、児童相談所に通報が入ると各市町村と連携をとりながら対応することになっておりますが、子供の命に関する特殊な事案であるため、適切な職員の配置が望まれるところであります。本市ではどのようなになっておりますでしょうかお伺いいたします。

2点目では、カラス対策についてでございます。近年カラスの群衆が見受けられ、不気味な鳴き声と大量のふんの落下等の悪事が横行し、市民の悩みの種になっているようです。本市でも何らかの対策を講じてはどうかというお声が届いておりますので、この点についてもお伺いいたします。

これで1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木慶和君） 答弁を求めます。

福島市長。

〔市長 福島弘芳君登壇〕

○市長（福島弘芳君） おはようございます。第1席の成田議員の質問にお答えいたします。

1番の質問でございますけれども、国では子供たちや子育てに悩む保護者のSOSの声をいち早くキャッチするために、平成27年4月1日から児童相談所全国共通ダイヤルを議員が言われたように3桁の189へ変更しました。これに伴い、つがる市では普及のためポスターの掲示等を市役所ロビーや各施設などに依頼し周知に努めておるところであります。虐待防止については、今後もつがる市の子供はつがる市が守る、これを基本に児童相談所と連携をとりながら取り組みを進めてまいります。

そのほかの質問は、各担当部署で答弁させます。

○議長（佐々木慶和君） 境福祉部長。

○福祉部長（境 宏君） 私のほうからは、つがる市での相談件数と、それに対応する職員の人員配置についてお答えさせていただきます。

本市が受けた児童虐待の相談件数でございますが、平成26年度においてはございませんでした。しかしながら、過去において受けました相談のうち、11件の事案が継続的に見守りなどを必要とするケースということで、継続して対応に当たっているところでございます。

また、虐待につきましては、さまざまな形態や家族構成などの複雑な要因があります。児童相談

所と情報の共有をもとに、市が力を発揮する分野あるいは児童相談所が力を発揮する分野をリンクさせまして、終結に向けて対応しております。

人員配置についてでございますが、現在担当課であります福祉課内におきましては2名が担当しております。そのほか市の担当としましては、そのほかに健康推進課の保健師あるいはまた教育委員会の指導課に担当者おりますので、それらの職員相互に連携をとりながら、事案の解決に向けて常日ごろから連携をとっているところでございます。

○議長（佐々木慶和君） 民生部長。

○民生部長（山口健吾君） 私からは、カラス対策についてお答えいたします。

議員がご指摘のとおり、市内各所においてカラスの群衆が見受けられます。木造地区市街地周辺を初め、夕方の時間帯になると集団でカラスが飛来し、電線などに相当数がとまっていることが確認されており、その下に大量のふんが散乱している状況にあります。カラスの問題と一口に言ってもさまざまなものがあります。大きく分けて、人の生活環境への被害、農産物被害、生態系への被害などになります。人の生活環境への被害は、攻撃を受けたなど直接的なものから、うるさいなどの不快感、ごみを散らかすなどの問題、怖い、恐ろしいという心理的なものまであります。一般的な突然の光や音を発する対処方法では、その場から近くに移動するにすぎず具体的な解決に至らないのが実情です。弘前市や黒石市なども積極的にカラス対策に取り組んでいると報じられておりますが、箱縄の設置、猟友会などによる捕獲駆除、カラス対策ごみ袋の導入など一定の効果はあるものの、根本的な解決には至っておりません。

これらのことから、カラス問題の解決にはそれなりの労力と期間がかかると覚悟を持って腰を据えて取り組む必要があると考えております。まずはカラスの個体数を減少させることが必要であり、本来自然界にはない餌を人間の生活環境から出さない取り組みを継続し行っていく必要があります。つがる市では、合併後ごみ集積箱の改修をいち早く進めた結果、生ごみがカラスの餌にならないなどの状況をつくり上げてまいりました。

また、猟友会などによる捕獲駆除を毎年実施しており、昨年度では101羽の駆除を実施しております。今後効果的な対策がないか情報を収集するとともに、カラスの行動範囲の調査や生息数、生体など調査を行いながら、電線にとまることができないようにすることができないものかなどを関係機関と協議してまいります。

また、捕獲や路上に散乱したふんの清掃などについても、関係部局との連携や地域住民との相互協力を進め、必要に応じて速やかに対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木慶和君） 成田議員。

○12番（成田克子君） ただいまご答弁ありがとうございました。初めに、カラス対策についてでございますが、関係機関と協議してくださるとのことでございますので、よい対策がとられますよ

う期待しております。よろしくお願いいたします。

それでは次に、総務部長にお伺いいたします。虐待の相談に対応する職員については、現在2名の方が兼務して対応しておられますが、今後職員の採用に当たっては児童福祉士の資格を有する方もご検討してはいかがなものでしょうか、総務部長にお伺いいたします。

次に、教育部長にお尋ねいたします。児童虐待の順位では、心理的虐待が38.4%、次に身体的虐待が32.9%、次に養育放棄が26.6%、性的虐待が2.1%となっており、いずれも被害者は子供たちであることから、学校内での先生方の目配りが虐待の早期発見につながると考えております。そこで、学校においても189番の周知を図っていただきたいと考えておりますが、教育部長、いかがなものでしょうか。お願いいたします。

○議長（佐々木慶和君） 総務部長。

○総務部長（倉光弘昭君） 成田議員の2回目の質問でございますけれども、児童福祉士の専門職を採用しろということでございますけれども、今市ではその仕事に関する人員計画については、まず育成をすることが第1点と、それから仕事に当たるということを考えていますけれども、議員ご承知のとおり、今職員はもう減る一方で、なかなかその仕事を教える機会が少なくなっていると。昔は若い職員を上級の職員が育てて、こういう専門職でないことも伝えてきたわけですが、今職員は少なくなる、県からは事務が移譲される、市になってからはその仕事の専門性が高まる。そういうことで職員はなかなか苦勞していると思っております。最近では上級の土木を専門職としては採用する、あるいは社会福祉士を採用する、上級の建築士を採用する、そういう採用計画に今変更してきてございますので、そういうこれからの仕事を勘案して、業務を勘案して、そういう時代に合った専門職を採用することも検討していきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（佐々木慶和君） 教育委員会部長。

○教育委員会部長（三上みつる君） それでは、成田議員の質問にお答えします。

児童相談所全国共通ダイヤル189の周知については、8月27日、福祉課のほうからの要請によりまして、広報啓発用ポスターを管内の学校に配付し、機会を捉えて保護者にも周知できるよう依頼いたしました。また、松の館も多くの方が来館することから掲示し、周知を図っているところでございます。

また、児童虐待の対応に関しましては、教育委員会では管内の全教員に配付する学校教育要覧の中に児童虐待への対応というページを設け、各学校での研修資料として活用できるようにするとともに、教育委員会指導課の学校訪問でそのことに関して指導、助言しております。

また、児童虐待の未然防止については、保護者の養育態度に心配な面がある場合など、福祉課、健康推進課、教育委員会指導課、学校等が連携し、ケース会議も開催し情報を共有するとともに、どのような支援や対応が適切かを協議する体制をとっております。

教育委員会では、学校は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、あらゆる問題行動、身体

状況、精神状況の背景に児童虐待の可能性があることを念頭に、関係各部署と連携を図り早期発見、早期対策に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木慶和君） 成田議員。

○12番（成田克子君） ありがとうございました。最後になりますけれども、189番の普及には広報つがる等でも周知を図ってもらい、市民が一丸となって、本市からは加害者も被害者も絶対に出さないように連携してまいりたいと考えております。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐々木慶和君） 以上で成田克子議員の質問を終わります。

◇ 長 谷 川 榮 子 君

○議長（佐々木慶和君） 第2席、4番、長谷川榮子議員の質問を許します。

長谷川議員。

〔4番 長谷川榮子君登壇〕

○4番（長谷川榮子君） 通告の第2席を賜りました長谷川榮子でございます。今回は2点ほど通告しておりますので、ご質問申し上げたいと思います。

質問に入る前に、議長からお許しをいただいて一言感謝を申し上げたいと思います。ことしは合併10周年ということで春からいろんな行事が行われてきたわけですが、特に先日の馬市まつりは例年から比べると何倍もの盛り上がりであり、すばらしかったと思います。中でも柏高校の吹奏楽部には鳥肌が立つほどの感動を覚えました。でも、これほどのイベントを行うには裏方に徹した職員の皆様、またボランティアでお祭りを盛り上げてくださった多くの皆様がおられることを忘れてはいけないと思います。お天気は大丈夫だろうかとか、地球村は暗くなってからなので事故が起きないだろうかとか、随分皆さんご苦労されたことでございましょう。でも、何はともかくすばらしかったです。本当にご苦労さまでした。感謝を申し上げます。

また、きのうの県民駅伝競走、ことしは順位を上げて頑張ったようで本当によかったです。お疲れさまでした。これからもよろしくお願いします。

それでは、質問に入ります。まず、1点目、若緑団地の建てかえについて伺います。老朽化が進んでいる若緑団地の建てかえ計画は終わりなのでしょうか。計画がありましたら進捗状況はどの程度なのか、少し詳しく教えてください。

2点目、道の駅もりたアーストップについて伺います。この森田の道の駅の産直、今回で私3回目の質問です。最近というか、平成23年度6月にも取り上げております。それから大分たちましたが、さっぱり変わりがないもので、その辺どうなっておりますのか教えていただきたいと思います。

まず、1回目、よろしくお願いします。

○議長（佐々木慶和君） 福島市長。

〔市長 福島弘芳君登壇〕

○市長（福島弘芳君） 第1点目の若緑団地の件でございますけれども、若緑団地は昭和40年、41年に建設された木造55戸と、昭和47年から51年に建設された簡易耐火2階建て106戸、計161戸の団地であります。そのうち木造住宅は特に老朽化が進んでおり、建てかえや改善が必要との認識であります。しかし、現在桜木団地の建てかえ事業を平成25年から32年度までの8年計画で実施しておりますけれども、国の予算配分が縮小しているため完了年度がおくることが予想されております。若緑団地の建てかえにつきましては、桜木団地建てかえ事業の完了のめどがついた後に事業の可否について検討に入ることになろうかというふうに思っております。

ほかの質問は担当部局から答弁させます。

○議長（佐々木慶和君） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋 寿君） それでは、長谷川榮子議員の道の駅もりたアーストップについてのご質問にお答えしたいと思います。

当該施設は、前からご説明しておりますとおり、建物が建っている部分についてはつがる市の所有であると。駐車帯、歩道、緑地については県の所有地になってございます。これでいろいろと数年かかって検討、協議してきたところですが、25年度におきまして県の所有地の一部が市の建物が一部ひっかかっているというふうなことが発覚いたしまして、是正を求められたところです。昨年度、全体の用地測量を行いまして、今現在その測量結果をもとに県と協議している状況でございます。今後の計画としては、用地取得も関係者と協議を進めながら建設に向かっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐々木慶和君） 長谷川議員。

○4番（長谷川榮子君） まず、住宅関係、少し教えてください。桜木団地が終わってから若緑団地のほうに手をかけるということのようですが、その桜木団地の建てかえは順調なのでしょうか。まず、そこから。

○議長（佐々木慶和君） 新潟建設部長。

○建設部長（新潟秀行君） 桜木団地は平成25年度から事業着手しております。25年度は30戸の要望に対して30戸ということで100%の補助金がつきました。その後26年、27年度と要望額に対して70%の交付決定額であります。

以上です。

○議長（佐々木慶和君） 長谷川議員。

○4番（長谷川榮子君） 市長の答弁では、32年度に桜木団地が終わるということですが、これ本当に32年度で終わるのでしょうか。これが終わらない限りは若緑には手をつけないでしょう。まず、

それを聞きたいのです。それで、順調かという質問なのです。

○議長（佐々木慶和君） 建設部長。

○建設部長（新岡秀行君） 桜木住宅が建設した後でないと、完了めどがつかないと若緑団地のほうにはなかなか着手はできないというふうに考えます。現在社会資本総合交付金の事業で行っておりますけれども、国、県に要望して要望額に近づけるように努力したいと思います。

○議長（佐々木慶和君） 長谷川議員。

○4番（長谷川榮子君） 市長の答弁では、国、県からの予算配分が大変厳しいということなのですが、それ言っていたら32年度に桜木団地が完成をしないのではないかなというふうに私は危惧するわけです。そこを何とか予定どおり32年度に完成して、そして老朽化の進んでいる若緑団地に入るべきだ。何としてでも国、県に食い下がって桜木団地の32年度の完成を目指してください。

それと、新規に募集したところがありますよね。それは何戸で、大変人気があって倍率が高かったというふうに伺っていますけれども、どの程度の申込者数があったのでしょうか。そして、入所した人の選考基準というのでしょうか、もし差し支えなければその辺もちょっと教えてください。

○議長（佐々木慶和君） 建設部長。

○建設部長（新岡秀行君） 新桜木団地については、26年度、昨年の6月に第1回目の応募をいたしました。9戸の募集に対して34人の応募がございました。それで、27年度、今年度に入って先月8月に3戸の募集に対し25人の応募という形で非常に高い倍率となっております。

それと、選考の基準ですけれども、市営住宅条例に、申込者が住宅戸数を超えた場合は、住宅困窮度の高い人から入居させるということで明記されておりますので、困窮度の高い方から入居をさせております。

○議長（佐々木慶和君） 長谷川議員。

○4番（長谷川榮子君） 市長、ご存じだと思いますけれども、今部長の答弁を聞いていかが思いましたか。9戸に34人の申し込み、3戸に25人の申し込み、外れた人たちはどこに住宅を求めると思っていますか。市長に伺います。

○議長（佐々木慶和君） 福島市長。

○市長（福島弘芳君） それこそ新しく建てるのにことは3戸、去年は9戸というようなことで、本当にそれだけ皆さん新しい住みよい住宅に入りたいという気持ちはわかります。そしてまた、古いのから取り壊して新しいのを建てるというわけでございますので、限度もあるわけでありまして。しかし、議員が言われる、では外れた人は何を、どこを求めるのかというようなご質問でございますけれども、この入りたい人に対しましても、つがる市は中学生まで医療費ただだからいいと思う人もあれば、また地元で生まれて地元から離れたくない、つがるから離れたくないというような人も数多くいると思います。そういうことから、外れた人は恐らくつがる市のアパートを借りるとか、あるいはまた五所川原、ほかのほうへ行く人が多いと思います。そういうことから、先ほど言

いましたけれども、この8年計画のものが平成25年は30戸全部予算つきましたけれども、ことしからは30%減になっております。その補助金、建てかえ事業をやっているのはつがる市だけではないのでございますので、恐らくどこの自治体でもこの割合で恐らく減額されていると思います。ですから、実質的に平成32年度まで8年計画で全部これ完了できるかという、このままの状態ではちょっとおくれるのではないかと、そう心配しております。ですので、国、県に陳情、要望してできるだけ多くの予算をとってきたいというふうに思っておりますので、その辺のご理解もよろしくお願いしたいと思います。

○議長（佐々木慶和君） 長谷川議員。

○4番（長谷川榮子君） 30%減、大きいですね。32年度の完成はなかなか難しい。でも、そう言っていないのが市長の力量なのです。どこの市町村も同じ悩みがある。それはわかっています。外れた人が市内のアパートあるいは五所川原のほうに行くのでないか、行かれれば困るのですよ。中学生までの医療費が無料、これ今珍しくなくなったのですよね。始めた当時はつがる市が初めてで大変注目されましたけれども、大変評判がいいもので、今県内あちこち、中学生までの医療費無料なばかりか、幼稚園、保育料ただのところもあります。それから比べると決してつがる市は優遇されているとは思いません。いずれにせよ、新しい住宅を建てると、これほどの申込者がいるわけなのです。人口減少対策、ここに絞るべきではないでしょうか。

今回私、若緑団地を取り上げたのですけれども、私のところに相談に来た家族は、夫婦、高校生、小学校6年生、家族4人で暮らしているのだそうです。ところが、高校生が部活が終わると、お風呂がない。帰ってくると銭湯がもう終わっているのだそうですよ。その子は両親に、高校やめて自分で働いて両親にお風呂のついているうちに住ませる。そういうふうに両親に訴えたのだそうです。両親は、何としてでも高校は卒業して、やらなければだめだということで、何とかお風呂付きの住宅、それを望んだのだそうですけれども、なかなかありません。担当課のほうに相談に来ましたら、浦船団地がどうでしょうか。だけれども、小学校の子供は心臓を手術して浦船団地から通学は無理なのだそうです。お風呂のついていない住宅、ことしの夏は大変な暑さだったので、部活をした子供たちが汗を流すシャワーもない、そういう住宅。浦船団地に入るには、湯船、それからボイラー、それは実費なのだそうですよ。今そういう住宅事情で若い人たちにつがる市に住んでください、木造に住んでくださいというのは、何か時代に反しているのではないのでしょうか。

私は、人口減少対策、ましてやこの若緑なんかは昭和40年、あの住宅を回ってみますと生活排水も大変悪臭で環境は本当に大変なところだと思います。さまざまな財政が伴うことはわかっていますけれども、市長に何とか、何期も無競争で市長に座られておられる実力者の市長でございますので、30%減、よその市町村にも同じ悩みがある、そういうことではなくて、その中から何としてでも桜木団地の32年度の完成は1年でもおくれなくないようにお願いしたいと思います。ぜひ新規の住宅ふやしてください。お願いしたいと思います。

次2点目、森田道の駅、経済部長、伺います。この森田の道の駅に何度か足を運んでいますか。

○議長（佐々木慶和君） 経済部長。

○経済部長（高橋 寿君） ええ、何度か伺わせていただいております。

○議長（佐々木慶和君） 長谷川議員。

○4番（長谷川榮子君） 端っこのほうに、おらほの店という看板がありますよね。そこわからないことに始まらないです。まず、聞きます。

○議長（佐々木慶和君） 経済部長。

○経済部長（高橋 寿君） あの建物の隣の、それは知っております。

○4番（長谷川榮子君） その、おらほの店という看板のある一角、どのように感じていますか。

○議長（佐々木慶和君） 長谷川議員、手挙げてからしゃべってください。

長谷川議員、どうぞ。

○4番（長谷川榮子君） そのおらほの店、看板ありますよね。レストランとかお土産屋さん、売っている野のこ（のんのこ）とは違います。その一角の端っこのほうですよね。その感想を経済部長、伺います。

○議長（佐々木慶和君） 経済部長。

○経済部長（高橋 寿君） 確かに狭いという感じは受けています。また、外側から入る場合は階段があったりしてちょっと不便かなというふうには感じております。

○議長（佐々木慶和君） 長谷川議員。

○4番（長谷川榮子君） 高橋経済部長はスリムなので、あそこに入ってもそんなに狭く感じないかと思いますが、23年度の質問のときに前経済部長、今消防のほうにおられますが、この方は、自分が1人入っただけでも狭い、大変狭い、だから早急に何とかしなければだめだ。県ともいろいろ相談をする。そういうふうにお答えしてくださっています。23年の6月に前経済部長が答えたことですが、スリムな高橋経済部長、あそこに入って、経済部長は大して感じないかもわかりませんが、買い物のお客さん、何人ぐらい入ると思いますか。

○議長（佐々木慶和君） 経済部長。

○経済部長（高橋 寿君） 私みたいなサイズですと十五、六人は入れると思います。私の感じです。

○議長（佐々木慶和君） 長谷川議員。

○4番（長谷川榮子君） だから、何回も足を運びなさいと言っているのですよ。5人も入れば品定めできないのですよ。ぶつかって歩くのですよ。友の会に入りたくても品物を陳列する場所が少ないでしょう。これで産直の看板が泣きますよ。合併した当時森田村ですからそれはそれでよかったのでしょう。合併して10年、あそこは国道101号線で観光バスもとまります。私は、メロン、スイカの時期になりますと、うちが近いこともありまして、まずほとんど毎日足を運びます。新鮮な野菜、格安で買えるということ。それが一番です。だけれども、メロン、スイカの時期にはあの狭い店に

はメロン、スイカは並べておけないのです。県の関係もあるのだそうですけれども、私は工夫が必要ではないかと思うのです。早急に建物を拡張できないのであれば、このメロンやスイカの時期にせめてテントで販売もできると思います。現にあそこには民間の人も商売しております。その民間の人の商売は、市場から仕入れてくるのです。それでもメロン、スイカの時期には飛ぶように売れています。これが生産者が直に出したならば宣伝にもなるし、農家の人の所得にもつながっていくと思うのです。ブランドのメロン、スイカを私は粗末にしているような、あの道の駅に行くとそれを強く感ずるのですけれども、市長、ここに行きますか。ここ、森田の道の駅であの産直を見る機会がありますか。

○議長（佐々木慶和君） 市長。

○市長（福島弘芳君） 私は、森田のその施設には年に五、六回家内と行ったりしております。

○議長（佐々木慶和君） 長谷川議員。

○4番（長谷川榮子君） そうすれば、狭いのはわかっていると思うし、もうちょっと農家の所得を考えれば何とかしなければいけないなという、そういう思いになってもいいのではないかなと思うのですが、いかがなものでしょう。

○議長（佐々木慶和君） 市長。

○市長（福島弘芳君） 経済部長が言われたように、早く県との折衝、あるいはまたそのほかには駐車場の件も出てくると思います。そういうことも勘案しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（佐々木慶和君） 長谷川議員。

○4番（長谷川榮子君） 農作物もそうですし、魚でも何でもそうなのですけれども、産地間の競争は待たなしです。こんなに時間がかかっていいのでしょうか。もうちょっとスピード感を持って当たってほしいというのが私の言いたいことなのです。今回の決算書見ると測量のあれが出てきていますので、どの辺測量して、どの辺を買収しようと思っているのでしょうか。あそこ、なかなか前が国道101号線で、後ろのほうが建石のほうに行く道路なので、どの辺測量したのかなと思っていますけれども、測量に当たっては建物を拡張するのか、また駐車場を拡張するのか、その辺教えてください。

○議長（佐々木慶和君） 経済部長。

○経済部長（高橋 寿君） 測量の範囲は全体です。今県から、それこそ是正を求められている部分が一部県の所有地にそれこそ建物が建っていると、そういうことで今調査しています。具体的には最後はどうするかといいますと、その市所有の建物に入っている部分と、今県の部分を相殺したいと、ずっと進めてきたのですけれども、購入していただくことが何か県の希望なみたいで、ですのでそれについては今測量結果で購入する方向に向かっています。実際あの建物があります、おらほの店の入っているあの大きい建物、あの隣を代替というか、そこを購入したいと。その隣に一応私

たちの案としては産直施設を建設したいなど。ただ、その裏のほうにトイレがあるのですよ。使っていないトイレ。あれの撤去についても一応県と今協議しているので、そこら辺が調べば本格的にちょっと考えてみるかなという状況です。

○議長（佐々木慶和君） 長谷川議員。

○4番（長谷川榮子君） 先般担当課のほうに行きましたら、担当課がかわると、例えば部長がかわるとなかなか前に進まない。そういうお話がありましたけれども、部長のときで大丈夫でしょうか。担当課がかわるとまた何年か待たなければならない、そういうことになりませんか。

○議長（佐々木慶和君） 副市長。

○副市長（佐藤昭三君） 長谷川議員の質問について私のほうからお答えをさせていただきますけれども、というのも自分自身が当時の道の駅を整備した立場もありますので、そういう関係もありますので申し上げますけれども、実は県の土地のほうにいわゆる施設が入っているという件については、ある程度県と協議した上でやっていますが、そういう許可をもらっている書類がないのですよ、話し合いはしたのだけれども。それはさておいて、ただ、今前部長、成田部長が長谷川議員のほうへ答弁している段階では、そういう状況がわからなかったために、即座に手をかけて整備しましょうというふうに私は答弁されたと思うのです。その後、現部長が手を入れてやろうとした段階で、こういうふうな県の土地へ建物が含んでいるというふうなことで、去年これはわかったのです。ですから、そういうことに対して県と協議をしているわけですが、県のほうではその件についてはある程度理解と認識を示している状況でございまして、そういうことによって測量して、しっかりした結論を出して、それから整備のほうに向かおうというふうなことだと思うのですが、それについてはまだはっきりした結果を私のほうにも、あるいは市長のほうにもまだ報告されていませんので、測量の結果として。そういう結果が来次第、我々としましては積極的にそういう整備に向けての議論を内部で詰めていきたいというふうに思いますので、どうかひとつ、いまいち時間をいただければありがたいなというふうに思います。

○議長（佐々木慶和君） 長谷川議員。

○4番（長谷川榮子君） 大変わかりやすく助かります。私の言いたいのは、余り時間かけ過ぎて。早くやるようにということなのです。担当部署がかわっても、こういう大事なものはしっかりと引き続いてスピード感を持ってやっていきたいと思います。ぜひ観光振興にも、それからブランド推進にもつながる森田の道の駅でございまして、充実したいいいものになるように早くつくってくださるようお願いしまして終わります。ありがとうございました。

○議長（佐々木慶和君） 以上で長谷川榮子議員の質問を終わります。

ここで11時5分まで暫時休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前 1 1 時 0 5 分

○議長（佐々木慶和君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 松 橋 勝 利 君

○議長（佐々木慶和君） 第 3 席、18 番、松橋勝利議員の質問を許します。

松橋議員。

〔18 番 松橋勝利君登壇〕

○18 番（松橋勝利君） それでは、第 3 席を賜りました松橋勝利でございます。私の質問事項は、第 1 点目の市の消防再編計画について、これは何回も質問いたしておるわけでございますので、その後の市の消防の再編検討委員会はどこまで進んでいるのか。これ何回もやっているから、消防長初め、消防長はまだ 2 年ぐらいにならないのか。その前の消防長の代から取り上げてきて、担当してきた部長たちも当然かわっている部長もあります。そういうことで、これをまず、つがる市の消防再編検討委員会というのは今現在どのぐらいまで、まず検討委員会でこの事業をやろうとしているあれをできてあるのか。簡単に言えばそういうことでございますので、第 1 点目はそこから入っていききたいと、こう思っておる。

2 点目としては、市の消防本部の職員の配置ということでございます。これは、国の総務省消防庁は今年度から女性職員の採用を求めている。それで、我がつがる市にはその要請はあるのか、向こうのほうから。そういうこと。

それから、今消防本部に女性職員は配置されているのか。これ私もはっきりわからないので、その辺も伺ってから。

それから、もしないとなれば、あるいは 1 人か何ぼいたとしても、今後この女性職員、これを採用するような検討はなされているのかどうか。こういうことであります。これは消防関係であります。

次に、車力地区の一般廃棄物処分場について、これはたしか 25 年度にもこの処分場については私取り上げております。これは皆さんもご記憶のことだと思う。ただ、残念ながらその当時の部長が、今は退職されておまして、引き継いだ担当の部長たちはどういう事務の引き継ぎをなされていたのかなど。私もこれに対しては重々前の質問の議事録等を十分見えていますので、今あえてここから私から細かく何だかんだ言うわけでないけれども、ただこの処分場は今現在で満杯の状態であるわけである。これは、期限は 29 年度までということでありまして、今 27 年でありますから、私は 29 年度までこれ間に合わないと思う。こういうことから、今後の処分場については速急に答えを出さなければいけない。私はこう思う。この処分場とかこういうものは、もし別な方向に持っていくとしたらこれは簡単にできない。私から言うまでもなく、いろいろなこの環境問題とか、そういうものも調査する期間も必要だし、これは私から言うまでもなく皆さんわかっているから、だからそう簡

単にはできないから私たちも前から質問されているのであって、それは地域の住民も非常に心配している問題でありますので、そういうことから今回またこの質問になるわけでありまして、そういうことで1回目簡単に。前に何回もやっている質問だから、1回目は余りくどくどと言わなくてもわかっていると思うから、それについて消防長も十分わかっていると思うので、そこを一つ。

○議長（佐々木慶和君） 福島市長。

〔市長 福島弘芳君登壇〕

○市長（福島弘芳君） 松橋議員の質問にお答えいたします。

消防の女性職員の採用を求めているが、つがる市に要請はあるのかというような質問でございます。この女性職員の採用につきましては、ことし7月に県知事宛てに消防庁から、消防本部における女性消防吏員のさらなる活躍に向けた取り組みの推進についてというようなことで、消防組織法の規定による助言という形で通知が出され、本市も県から同じ内容の通知がされたところでございます。内容につきましては、消防分野における女性消防吏員の割合が2.4%と非常に低いことから、今後のより一層の積極的な取り組みについての周知徹底という内容でありまして、つがる市においても優秀な人材であれば採用もあり得るというふうに考えております。

ほかの質問に対しては担当部局長から答弁させます。

○議長（佐々木慶和君） 成田消防長。

○消防長（成田一司君） それでは、お答えさせていただきます。

女性職員の採用でございますけれども、今現在つがる市では消防の職員はゼロです。県内でいきますと、弘前地区が一番多くて15名の女性を採用してございます。

あと、今後につきましては、女性職員につきましては市の消防の採用では男女の区別はしてございませんので、優秀な人材が応募すれば、それに基づいて採用を進めていきたいと思っております。

それと、消防の再編でございますけれども、これについては議員が今まで何回もご質問してございますけれども、今回議案で審議会を条例で設置して、それで審議していただく予定になってございます。職員での段階では、現在つがる市内を2署体制で持っていきたいということになってございますので、今審議会につきましては議員、あとそれから自治会の代表、それから消防団の代表を含めて構成いたしまして、その中で提案して進めていきたいと思っておりますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木慶和君） 山口民生部長。

○民生部長（山口健吾君） 私のほうからは、3番の車力地区の一般廃棄物処分場についてお答えいたします。

車力地区最終処分場は平成6年度に建設され、その後平成16年度には、それまでの埋め立てたごみを破碎するなど埋め立て残容量の拡大することで、現在では平成29年度まで利用可能としてまいりました。今回私も見てまいりましたが、議員がご指摘のとおり車力地区の最終処分場の稼

働期間は、廃棄物の量により多少の差異はあるものの、埋め立て終了となる年数はかなり残り少ないものと認識しております。現在つがる市では、車力地区、森田地区、木造稲垣地区の3カ所の最終処分場が稼働しており、排出される廃棄物の減量化やリサイクルの資源化に努めてまいりましたが、各処分場の終了時期が迫っていることから、新たな最終処分場の建設に向けて作業を現在進めております。

一般的に最終処分場の建設には5年程度の期間が必要となることから、市としては当面の対策として車力地区及び森田地区の両処分場の延命化事業を来年度から実施したいと考えております。延命化では、処分場を掘り起こし、燃やせないごみの半分以上を占める廃プラスチック類を分別、破碎するほか、金属類の回収、廃棄物の飛散防止のため覆土として施されている覆土を取り除くことで、約3割程度の減量化が図られるものと推察しております。このことにより、車力最終処分場では平成33年度ころまで、森田地区最終処分場では平成32年度まで延命化ができるものと現在考えております。

説明は以上です。

○議長（佐々木慶和君） 松橋議員。

○18番（松橋勝利君） 今消防長、簡単に分署体制で持っていきたい、ただこういうような言い方で終わっている。そういうことを聞いているのではないのだ。この消防の計画では、ただ分署体制で持っていくと何年もかかったわけでもないでしょう。今、どこの消防の屯所見ても、皆築四十何年も過ぎて大変な状態になっているわけだ。それを早く、前の市長も私に答えた経緯もあるけれども、例えば車力の例で言えば今の消防の屯所は車置くところもない、例えば消防隊員の運動する場所もない。そして、車力地区にはエクスパンドレーダーも来ている。そういう状況が刻々と変化しているわけです。したがって、今その後で言えば車力になかったコンビニも来た。ホームックのニコットとか、そういう店も来た。多く人集まる状況をどんどん、どんどん変わっていく、するのだ。だから、そういう状況を踏まえれば、そういう消防とか救急体制は速急にやらねばならない。これは何年も前からしゃべっているわけだ。それで、広域はだめになって市独自で消防の再編やるって、こうして答えてきて、まだ分署化して持っていきたいとか、そういうことでないの。これ分署体制はそれでは持っていかなければならない。何でもかんでも森田、どこでもみんななくせばいいというわけでもない。人数少なくしても、やっぱりそういう住民が安心して得る行政やらねばだめなのだ。だから、私前から、前から何回も取り上げているのだ。これは住民、そういうことは一番心配しているのだ。だから、取り上げているのは24年からずっと何回も取り上げてきて、今ここへ来て27年度になってもまだ、聞けば分署体制で持っていきたいなんて、これは答弁ではない。やるかやらないか。まだ結論出せないのだ。だから、私前にも何回も言っているけれども、議会というのは、我々は住民の代弁者である、住民の声をこういう場で述べているのだ。それ、あなた方はきちっとした受けとめ方をしないとだめだって前にも私言っているでしょう。議会とはそういうものだと私は認識す

る。住民に安心を与えねばならない。そういうことでもっと、議論煮詰まっているのでないのだ。今まで3年も何年もかかって何も、分署体制で持っていくという、こういうただの答えではダメなので、これを消防長はもちろんだけれども、これは市長にもきちっとしたトップとしての考え方を。

○議長（佐々木慶和君） 市長。

○市長（福島弘芳君） 松橋議員には前の一般質問でも何回か取り上げていただいているわけですが、確かに今消防長が言われたように、この体制や何かについてでも、今出しているそれこそ条例、これを今議会で採決したというようなことになれば、この条例の審議会をもとに進めて、少しでも早くやりたいというふうに考えております。ご理解ください。

○議長（佐々木慶和君） 松橋議員。

○18番（松橋勝利君） 今、今回そういうあれがいろいろな議員初め、各団体とかいろんな、これはわかる。ただ、一挙にやられないのだ、その消防のあれでも。だから、来年度は例えば車力なら車力やると言ったら、一気にやられないから次は稲垣、そういうぐあいにちゃんと計画のもとにやるべきだ。私はこう思うのです。こうして議会で我々何回言っても、答弁は前向きな答弁ばかり出てくるけれども、全然前に何も進んでいない。成田消防長、今新しくなってこの場にいるけれども、新しい消防長としてのその私の意見に対しての感想。

○議長（佐々木慶和君） 消防長。

○消防長（成田一司君） 再編につきましては、今後、今審議のほうで審議していただいて、今年度中に決定すれば来年度基本計画を策定して、31年には供用を開始したいと、そういう考え方で今進めていますけれども、あくまでも先ほど言いましたとおり、今条例で審議会を設置しますので、そちらのほうで検討していただいて最終案を決定したいと。それに基づいて28年度から、来年度から進めていきたいと、そのように思っていますので、ご理解よろしく申し上げます。

今のことで、職員の中で委員会で検討してまいりましたけれども、今2署体制で進めたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木慶和君） 松橋議員。

○18番（松橋勝利君） 28年度でまたこういうあれは今聞いておりましたけれども、それは今ここで出てきた2署体制というのは、言いかえれば稲垣と車力と一つにしてどこかへ建てると、こういう言い方だと思うけれども、ただこの消防法の中にも、私から言うまでもなくあなた方はもっとプロだからわかるけれども、ある一定の距離を超えればどうもその違法性があると、違法性というか、余りにも遠くなり過ぎれば、救急体制でいけば生きる人でも死んでしまうと思う。ただ、その2署体制という言葉今聞いたので、例えば稲垣と車力と一つにすると、そうすれば稲垣の人にすれば遠くなるのならまだ好きでないだろうし、車力がまた南のほうに、今の車力の現在地よりまたさらに南のほうに来るのでないか。私はそういう懸念持つわけです。そうすると、車力の場合で申し上げ

れば車力の端っこから、新しく建てる、例えば中間みたいなところも入れたら7キロにもなってしまふ、キロ数でいけば。そこから出て行ってまた帰ってくる。それはよくないのではないか。例えば1つの円の中からは行けば向こうから走ってくるのならいいのだ。遠いところから走って行ってまた戻ってくるのなら、なも、まいねんだでばな。私さっき言ったのは、稲垣は稲垣で多少小さくてもいいから、そういう方向でやっぱりやったほうがいいでないかと。検討委員会のそのあれでどういう意見出るかはわからぬけれども、消防のほうとしてもそういうところは認識してやらねばだめだよ。向こうから走ってくるのならいいけれども、半分こっちから走って行ってまた戻ってくるのなら、それたしか私前に調べた経緯でいけば、何キロ以上は離れないようにとか、こういうあれはなっているはずだと思うけれども。

そういうことでとにかく早く、物事は何でも計画は早目にやらないとだめだ。まして今の車力の屯所あたり見ると、ちょっと大きい地震来れば消防そのものも全部だめになってしまうような状態にある。よく入っているものと言えば語弊になるかわからぬけれども、そんなに古い建物だし、なっている。稲垣のほうはもうちょっといいのでないかなと私は思っているけれども、それだって年数でいけば稲垣も車力もそんなに違わない。稲垣のほうちょっと新しく、そこまでしか見ていない。そういうことでそういうところはよく検討しながら、この消防の再編計画は真剣に考えてもらわなければだめだと思う。現状も車力の場合大きく変わっているということ。人の集まる点が全然違って来る。そういうことを踏まえながら。

それで、この消防の中で女性職員の採用でありますけれども、今の時代は女性も男性もそんなに変わらない人がいっぱいいる。ここで言えばあれだけでも、今回車力の防衛庁の35周年の式典へ行行って、エックスバンドの操作のその中に女性職員が入って機敏に動いていたのを見てなるほどなと思った。そういう点から、そういう要請があった場合あるいはそういう情報を提供して、意欲のある女性であればやっぱり採用するように、それは十分考えたほうがいいでないか。やっぱり今は雇用も非常に大事な時期でありますので、今はスポーツは何でもやっている女性もすごい方がいっぱいいるので、早速来年度からでも採用できる体制とるべきでないかなと、私はこう思っております。そういう点でこれについてもう一言。

○議長（佐々木慶和君） 消防長。

○消防長（成田一司君） 消防の女性職員でございますけれども、国のほうから要望されてはございますけれども、特に問題になるのは女性用の浴室、トイレ、仮眠室など別に設置する必要がございますけれども、現在のつがる市の消防本部ではそういう施設がございませんので、今現在採用になった場合でも救急とかそういう形では採用できませんけれども、本部で日勤としては採用できる予定でございます。また、今先ほど再編の関係も出ていましたけれども、再編で新規に設置した場合は男女が、女性が利用できるような施設で建設したいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木慶和君） 松橋議員。

○18番（松橋勝利君） いろいろ女性採用となれば、これは今消防長言ったようにそういう面もたしかあることはあると思う。ただ、そういうものも必要だけれども、とりあえずまずそういうやる気のある職員であればまず採用すると、そういう心構えが必要だ。それは採用してからでもどうにか問題なので、人材をよその市町村に出さないでいい人材とかまずつかまえておくと、そういう状況でなければだめだ。こういうことなので。消防関係は消防長も今回の答弁、28年度、来年度からそういう方向でやりたいということで、きちっと忘れないように覚えておいてくださいよ。

次に、車力の処分場、これは私言わなかったけれども、前の部長もそういうことは言っておりました。33年度まで圧縮して、かさ盛りして33年度まではもたせたい。ところが、今私ここに大体1年に入ってくるごみの量、これも調べてきてあるのだけれども、大体トン数でいけば1年に約200トン、197トンとかというが、大まかに言えば大体200トンぐらい。これは私25年、26年と今ずっと調べてあるのだけれども、この入る残容量というのだな、これ見ても結局あと26年度で見れば、まあ27年だから大体800平方キロだのあるというの。それきりないわけ、入るあれが。だから、このままでいけば29年度まではもたない。一応29年度となっているけれども、現場の人とも話したけれども、とてもではないが29年度まではもたない。こういう現状。議会で答弁でかさ盛りするとかなんとかやると言っても、そのかさ盛りとかは全然してもないし、ただここで私申し上げたいのは、今の処分場の東側に結構広い山林というか土地があるのだ。それならすぐ隣なので、そこに買い取ってやれば環境とかそういう調査、そういうものは要らなくなる。だから、私はあそこを買い取ってやれば即座にできるのでないかな、すぐ隣接だから。それ結構広い。その持ち主の話では売りたいと、こういうことも聞いておりますので、折衝すればすぐできると私は思う。そういう件でどうだっけ。

○議長（佐々木慶和君） 民生部長。

○民生部長（山口健吾君） 松橋議員が今指摘ありましたとおり、車力最終処分場の残容量については大体、およその見当なのですけれども1,800立米ぐらい。年間200トンで800立米が搬入されます。ですから、約2年間程度で、2年ちょっと過ぎあたりでその最終処分場はこのままだと使えなくなる、終わってしまうという形になります。ですから、前の鎌田部長も申しましたとおり、延命化としては延命化も実施する。でも、最終処分場を建設するに当たってはどうしても5年間程度の年数がかかるものですから、一番最初に最終処分場をまず地元周辺、最終処分場をつくる場合地元周辺の住民の生活環境と、それから理解を得なければ最終処分場はつukれないわけですので、そこら辺の理解があった場合最終処分場を進めていかなければいけないというふうについていつも心に決めています。それで、今松橋議員からありましたけれども、隣の用地という形で、地元から交渉して場所が示された場合ですと、将来にわたっての安全や環境保全、それらの配分に対してその処分場が建設的に可能かどうか、そこら辺は十分検討していきたいと思っております。というのも、議員が今、隣の用地ですので拡張、拡大ということで、それならすぐできるのではないかと言いましたけれども、やはり幾ら隣接していても拡大、拡張の場合、改めてまた環境アセスも必要ですし、あと

埋め立てる水の処理するための処理施設も必要になりますので、どうしてもすぐという形ができないものですから、どうしてもある程度の時間が必要となりますので、そこら辺がありますので、その辺をご了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木慶和君） 松橋議員。

○18番（松橋勝利君） 行政とすれば今部長答えたみたいなそういうあれになるかわからないけれども、そんなに隣接で、そこで環境アセスもちゃんともととってあるので、そう私は難しく考えなくてもやろうとすればできると、私はこう思っているのですよ。ただ、いろんな地域住民のこともおっしゃいましたけれども、今回旧車力村からこの市のほうにもこの処分場の検討を要請されておるでしょう。来ていない、来ているでしょう。もうこのままではだめだから早く何とかしてくれって、これは私たちからも陳情書に判こももらいに来て、ちゃんと判こついてやってあるはずなので、余り物を難しく考えないでやってみないと。何もやらないで、ただああでもないこうでもないと話している。そういうところはもうちょっと、これに対しては総務部長。来ているはずなのだよ。

○議長（佐々木慶和君） 総務部長。

○総務部長（倉光弘昭君） 松橋議員おっしゃるとおり要望書上がっております。要望書と同時に一般質問もあるということで、市の全体のその環境整備計画、つがる市のこの人口規模に対する処分場は幾つあればいいのかと。そこから入ると思うのですけれども、詳しくは調べていませんけれども、多分その隣接の拡張であっても多分環境アセスは必要になってくると。そこで、1年2年もロスしてしまいますので、そこ調べますけれども、その市全体の計画にのって今の車力の処分場あるいは森田の処分場がその場所でいいのか、あるいは個数はそれでいいのか、その辺からきっちり議論していかないと、要望書のとおりすぐにはその手順は進んでいかないと考えてございます。住民が希望する形でできるように当然行政のほうは努力しますが、行政は行政のまた理屈もあるので、その辺をちょっとすり合わせしないとすぐには結論が出ないと考えていますけれども、住民のほうも一緒に考えていきたいと思っております。

○議長（佐々木慶和君） 松橋議員。

○18番（松橋勝利君） 環境アセス云々と言え、これは時間かかるというのは私も十分知っているので、前から何年かかるのだよって言っているのだもの。4年も5年も環境アセスメントとるとかなんとかいえばかかるから早くやれと、そうすればこれからまだ5年もかかるなんだと言うけれども、ごみどっちゃ投げるよ、あっちこっちに不法投棄になってしまう。年間これだけ200トンもみんな持っていつているのだから、それをその何分の1でも投げられてみれば、大変な、つがる市のごみ屋敷ではないけれども、ごみのつがる市なんて言われたら大変なことになるので、まずその辺、私は隣接で言えばその環境アセスも簡単にできると思う。何年か前にとってあるので、隣接の設置なので、そういうことで質問終わり。

○議長（佐々木慶和君） 第3席、18番、松橋勝利議員の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（佐々木慶和君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 平 川 豊 君

○議長（佐々木慶和君） 第4席、15番、平川豊議員の質問を許します。

平川議員。

〔15番 平川 豊君登壇〕

○15番（平川 豊君） 通告の4席を賜りました平川豊でございます。私は、企業並み会計制度と公民館についての2点について質問させていただきます。

まず、第1の（1）の企業並み会計制度についてお聞きいたします。企業並み会計制度は、8月15日の東奥日報の記事に掲載されておりました。その記事によると、地方自治体が資本や借金の状況が一目でわかるとありますが、この制度はどのようなものなのか、市長にお伺いいたしたいと思えます。

（2）の質問に、つがる市に企業並み会計制度導入の計画があるのかどうかお聞きいたします。全国1,788の自治体の中で98%、つまり1,755の自治体が2017年度までに導入するとの計画があるとあります。98%ですから、つがる市ももちろん導入の計画を組んでいるのではないかなと、こう思われます。その点についても、導入するのかどうか、いかがなものか、市長にお伺いいたしたいと思えます。

2点目の公民館についてです。木造中央公民館についてお尋ねいたします。木造中央公民館が廃止になり、今後公民館の解体が決まっているわけですが、今後町内会から集会所的なものでもいいから建てかえの要望があれば計画が考えられるものかどうか、市長にお尋ねいたします。

（2）の各地域の老朽化した公民館建てかえについてお尋ねいたします。公民館にはいろいろな呼称があるわけですが、これはより多くの人々が施設で交流を深めてもらうために生涯学習センター、交流館、コミュニティーなどもろもろあるわけですが、地域においては手狭な施設、また老朽化した施設が多々あるわけですが、市としても今までに建物、コミュニティーなど着手してきたわけですが、今後の地域の自治会の要望があれば今後とも率先して建てかえを進めていく計画があるのかどうか、市長にお聞きいたしまして1回目の質問を終わります。

○議長（佐々木慶和君） 答弁を求めます。

市長。

〔市長 福島弘芳君登壇〕

○市長（福島弘芳君） 平川議員の質問にお答えいたします。

木造中央公民館建設計画はという質問でございますけれども、旧木造公民館建設計画については、教育委員会で平成26年の2月に社会教育施設整備基本構想を策定し、松の館にはない機能及び賄い切れない機能のみを松の館隣接地に建設し松の館に統合する計画がありました。一方、老朽化した建物で公民館活動を行うことは、利用者の安全確保の観点から困難であり、ことし3月末で閉館、廃止いたしました。現在の状況は、主に松の館、それから木造農村環境改善センターを利用して順調にサークル活動を行っており、旧木造中央公民館建設は今後公共施設などの全体の状況を考慮し検討してまいります。

ほかの質問は担当のほうから答弁をさせます。

○議長（佐々木慶和君） 三上財政部長。

○財政部長（三上保男君） それでは、平川議員の1件目の企業並み会計制度についてというご質問でございます。

その中の1件目、企業並み会計制度とはということですが、新聞報道にもございました。現在地方公共団体の会計、これは現金がどれだけ収入されて、どれだけ支出されたかという事実に基づいて記録する、いわゆる現金主義会計、単式簿記を取り入れている団体というのが多数を占めてございます。これに対しまして企業会計というのは、取引や事象の発生という事実に基づきまして、つまり現金以外の収益、費用、負債などの増減も同時に管理する発生主義会計という方式をとってございます。これが複式簿記であります。複式簿記は単式簿記では見えにくい資産、負債、これの情報を相対的、それから一覧的な把握が可能となるということでございます。これにつきまして、この情報をもとに住民や議会、外部に対してわかりやすい財務の情報、これを開示できるということ、そのほかに将来的な財政運営や政策形成を行うための基礎資料として、資産、債務管理、予算編成、政策評価等に有効活用できるということでございます。これまでの単式簿記によります現金主義会計を補完するものということになってございます。

このたびの企業並み会計制度、いわゆる地方公会計であります。この整備の促進につきましては、平成22年から総務省におきまして研究会が開催され、これまでの総務省の基準モデルに加えまして、その他の方式がいろいろ混在しておったということで、団体間での比較が困難であるという問題があったことから議論を進めてきたということです。その結果、これらを解決するために統一的な基準を示しまして、財務書類等を平成27年度から29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成し、積極的に活用するよう要請があったものでございます。これはあくまでも従来の予算、決算制度にかわるというものではなく、財務書類を補完するということでございます。参考に申し上げますと、毎年6月に定例会で地球村及び土地開発公社の経営状況を説明する書類について

提出してございます。この中に貸借対照表等の財務書類があります。イメージとしては、このような書類を作成して公表するということでございます。

次に、２点目のつがる市の企業並み会計制度の導入計画についてということでございます。つがる市においても平成27年度から平成28年度末まで市が所有する動産、不動産などの固定資産台帳などを整備しまして、平成29年度末までに平成28年度の決算に係る財務書類等完成させまして公表を予定しております。この制度の導入の経費としまして、６月議会において固定資産税台帳整備及び財務書類作成支援業務委託として債務負担行為の補正をしてございます。総事業費は1,100万円であります。そのうち平成27年度においては400万円を既に計上済みでございます。平成28年度においても400万、29年度では300万円、合わせて700万円の予算を見込んでございます。経費の財源につきましては、特別交付税で交付される見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（佐々木慶和君） 三上教育部長。

○教育委員会部長（三上みつる君） それでは、平川議員の２つ目の公民館についての（２）の各地区の老朽化した公民館の今後の建てかえについてのご質問にお答えいたします。

公民館は、平成24年10月に策定したつがる市組織機構見直し方針に基づいて、平成26年４月１日で柏公民館、富蒔公民館は廃止し森田公民館に一元化になりました。木造中央公民館は、平成27年３月末で廃止となっております。そのほかに老朽化した公民館としては、森田公民館と稲垣公民館があります。稲垣公民館については、活動の場所を近くの公共施設に移す方向で考えております。森田公民館についてですが、森田公民館は平成26年度から森田公民館に公民館のほうが一元化になったことに伴いまして、森田公民館は今年度外壁などの改修工事を行っており、建物の長寿命化に努めております。今後は人口の減少等により、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることから、関係各部局と連携しながら公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視野に立って考えてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（佐々木慶和君） 平川議員。

○15番（平川 豊君） 部長からいろいろ答弁聞いたわけでございますけれども、27年から29年までの間に一応やるということでもありました。企業会計においては、会社は利益を想定した明確な目的があるわけでございます。それは、経営者の受託会計責任がどうされるものであるからであると思います。そういう中において、自治体においては地域開発、環境保全、文化交流や体育館、保育所など物事の物件について計画を組まなければ政治的な要素など、つまり選択肢の問題があります。政策問題の最適化が不可能な事柄ではとあります。公共公益のゆえに近代的財務環境をつくり出すために効率的執行を図る必要があるわけであります。我がつがる市においては、財政部局の会計制度を認定されておるとは思いますが、つまり財政当局の運営が中心であり、また財政当局の意向が優

先的であると思うわけであります。会計関係部局である財政部長、そして会計管理者、この企業並み会計制度を導入するとすれば現制度との違いはどのような流れというか、そういう形態で見ているのかお伺いいたしたいと思います。

○議長（佐々木慶和君） 財政部長。

○財政部長（三上保男君） 簡単に申しますと、財政部局が会計、財政的な部分は優先的に運用しているということですが、確かに財政部としては将来的な財政運営、そして各年度の財政規模というものを基本に進めてございます。その中でいろいろな事業をどのぐらい張りつけられるのか、計画されている事業を実施できるのかというのは計画を立ててございます。その点で優先的という表現されているのかと思いますけれども、ただ体制としては今後この企業会計というものを入れても財政部は財政部、会計は会計ということで体制は変わりございません。これからもそうなると思います。会計はあくまでも現金の歳入歳出、その辺の事務も携わってございます。いろいろ複式簿記になれば複雑な事務にはなるとは思いますけれども、体制そのものは変わらないということでご理解いただけるかと思ひます。

○議長（佐々木慶和君） 平川議員。

○15番（平川 豊君） わかりました。企業並み会計制度の導入についていま一つ聞きます。企業並み会計制度をちなみに導入するとすれば、今現状も単式から複式になるわけでございますけれども、に変わると言われておりますけれども、複式簿記に移行することによって職員の対応が影響されると思ひれます。また、担当職員の作業の負担が継続的に増加する段階的に今後ふえていくとも予想されてあるわけでございます。そして、財務書類を職員のみで作成している団体では新たな公認会計制度による、有効に活用するために担当職員の複式簿記、発生主義の理解が今後課題だとありますけれども、この点についてどのように考えておるのかお伺いいたします。一括質問だものね。公民館も一緒にやるか。

まちづくり、中央公民館の建てかえについて、市長から検討するというお答えをいただきました。建てかえについて地区の知っている方々にいろいろ聞きました。生涯学習センターや松の館、木造環境改善センターなど近くにあるせいか賛否両論もありましたけれども、地元である千代町町内会では市が県から払い下げた施設を利用しておるようでありますので、屋根のトタンもさびて施設も古く、払い下げた施設でもありますので、使い勝手が悪いということで利用数が少ないと聞きました。町内会が新しい施設をやはり必要とされる、またこの必要があると、大きく要望があれば廃止になったものを公民館の跡地に地域住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するためにも、新しく集会所的なものでもいいからできないものか、改めて市長にお伺いいたします。

2点目の（2）の各地域の老朽化した公民館の建てかえについて、2回目の質問いたします。施設のコミュニティーは、市町村の地区単位で組織化されており、町内会あるいは自治会として存在

するものであります。また、少子高齢化に伴う子育て支援、そして人間性を回復して自立型の地域社会をつくる機関であります。人々のニーズを地域の情報化することで、参加型の持続可能な開発にもつながるとされておりますので、どうか今後とも老化または手狭な施設を地域の要望に応じていただくよう、改めて市長にお伺いし、この件についての質問は終わります。

○議長（佐々木慶和君） 財政部長。

○財政部長（三上保男君） 3回目のご質問でございますけれども、まず職員の体制というか、専門性は大丈夫なのか、だんだんふえるのではないかという話ですけれども、今回の制度は国のほうで統一的な基準を定めるということで、国のほうからシステムが無償で各自治体に配付されます。簡単に言えば、そのシステムに数値を入力すればできるような形になるのではないかと思います。まだそのシステムは配付されてございませんが。それと簿記とかそういう資格とかある職員も、私のところでは把握できていませんけれども、いるかもしれません。そういう人であれば簡単に事務的なことはできると思っております。極端な職員の負担がふえるというものではないと考えてございます。

○議長（佐々木慶和君） 倉光総務部長。

○総務部長（倉光弘昭君） 平川議員のご質問にお答えします。

まず、1点目ですけれども、千代町町内会のその移転の問題ということでご質問ありましたけれども、旧中央公民館の跡地にということですから、まず用地の問題ですけれども、中央公民館の跡地のまだ整備計画が決定してございません。中央公民館の跡地にはまだ講堂も存在していますので、その講堂の移築の問題の整理も含めて、跡地の利用計画が決定し次第、検討に入りたいと思っております。仮に用地が決まった場合の建物の件ですけれども、建物については千代町町内会が入っている集会所は、あそこはL型の建物で2つの町内会の集会所になっていると思っております。片方だけ動かして片方を残すということもできないので、仮にいい場所が選定できれば、そこにその2つの町内会がこれからも使えるような施設を考えていかなければいけないと思っております。加えて、旧町ですので利用人口も多いですので、いざというときのその防災も兼ねたような便利な使い勝手のいい集会所を目指していきたいというふうに考えています。

それから、その他の集会施設の要望でございますけれども、今市ではいわゆる普通の集会所、コミュニティセンター、消防コミュニティセンター、老人憩の家、この数種の施設があるわけですから、どの施設に限らず今市では、大体1年のそのコミュニティセンターでいくと年間2棟から3棟やってきてございますけれども、これまでもその老朽の度合いを勘案して、建てかえしなければならない施設については建てかえしてきてございますので、今公共施設の総管理計画も策定中ですので、その整合性も図りながら随時計画的に整備を進めていきたいというふうに考えてございます。

○15番（平川 豊君） これで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（佐々木慶和君） 以上で平川豊議員の質問を終わります。

◇ 齊 藤 渡 君

○議長（佐々木慶和君） 第5席、1番、齊藤渡議員の質問を許します。

齊藤議員。

〔1番 齊藤 渡君登壇〕

○1番（齊藤 渡君） 第5席、無所属、齊藤渡でございます。まず、質問に先立ちしまして資料の説明だけ先にさせていただきます。議長の特別な許可によりまして、資料を2部提出させていただいております。説明をするのは、資料1のほうでございますが、資料1は、つがる市空き家等の適正管理に関する条例、こちらの条例は今議会の議案第89号としまして廃案になることが提出されております。よって、その前にあるこちらの資料をもとに私の質問を進めてまいりたい、このように考えております。

早速ですけれども、まず初めに空き家対策、そして稲わらの処理、利用について、この2点について質問を始めさせていただきます。まず初めに、つがる市における空き家対策についてお伺いをいたします。この空き家対策に関する質問は、過去に当議会においても何度か質問があったことと思いますが、私は以下の問題意識及び視点から質問をさせていただきます。私は、空き家問題をこのように考えております。職場に近く通勤に便利な立地条件や子供の教育環境が充実している生活の利便性の高い地域では、新しい住宅やアパートに入居を希望する人が多数いるのに対し、逆にそれらの利便性の低い地域では、空き家及びその予備軍がふえていると思われまゝす。つまり一方では新築物件がふえていくのに対し、他方では旧来の物件が使われない状態で放置されていくケースがふえているという、一見矛盾した現象が空き家発生の原因の一つではないか、このように考えるのです。

若年層の他出や核家族化の進行によって、3世代以上が同居するいわゆる大家族は減少してきております。家族イコール住居という視点から、核家族の進行はより多くの住居を必要とする社会構造をもたらし、つがる市においても中心地の木造地区や隣接する柏、森田地区の新しい住宅地や市営住宅、民間のアパートに対する需要が大変多いと、そう感じております。このことはさきにも述べましたが、職場への通勤や子供たちの教育環境など、より生活の利便性の高い場所へ家族が移動、集中する傾向があるためだと、このように考えております。これらの結果は、市内の小学校、中学校の在籍児童、生徒数とも密接な関係があるように思われます。また、若年家族の移動は残った老人及び親世帯の核家族化を同時に引き起こします。これによって、一方では時間外保育や休日保育の問題が起きる。また、他方では老人ホームの入所待ちや介護の問題といった現象を引き起こしていると考えられます。団塊の世代の人々で集団就職に行かれた方々は、経済的自立を果たした結果、家族とともに暮らすための住居が必要でした。また、同様に地元に残られた方々も、都会で暮らし

ている人同様に三種の神器や、新三種の神器に代表される新しい生活様式を具現化するため、新しい住居が必要でありました。そういった意味で、戦後の高度成長下では住宅地や住宅などの需要が増大し拡大する社会が実現されてまいりました。

しかし、現在団塊世代も高齢化し、団塊ジュニアの世代も仕事や子育てで時間的、経済的な余裕がない中で、多少の不便を承知で親の住居に同居するか、あるいは仕事や子供の教育を優先するため新しい住居に住み続けるか、こういう選択を迫られている時期に来ているかと思います。つまり拡大する社会から縮小社会への転換期を迎えたのではないかと考えております。親と子の世代がそれぞれ経済的に自立し、別々の住居で暮らしていることはすばらしいことではあります。が、前述のとおり親が高齢や病気などの理由で自分たちの住居に住み続けることが困難になった場合、この世代たちは自分たちの新しい住居と親の住居のどちらかを選択しなければいけない問題が発生します。このような状況下では、利便性の高い場所にある住居は比較的簡単に次の借り手や買い手が見つかりやすいと考えますが、利便性が低い場所の住居、新たな借り手や買い手が見つかりづらいのが現状だと思います。その結果、親の住居が空き家となる可能性が大きくなる。そういうふうを考えます。新築の住宅であれ建てたその日から劣化は始まってまいります。住居は、住み続けることによって必然的にメンテナンスがなされ、時代に対応した居住環境を維持することが可能となります。一旦メンテナンスを怠ると生活様式の変化に対応できず、再度居住することが難しくなり、住居の劣化も著しく進行してしまいます。劣化した空き家は台風や大雪によって倒壊し、隣接する住宅に被害を与えることも危惧されます。さらには、地域の治安や景観の維持といった観点からも決して望ましい状況ではありません。しかしながら、この空き家問題はあくまでも個人の財産及びその相続にかかわることですので、行政側としても対応におのずと限界があるという点も十分理解しております。以上、これらの問題意識及び視点から次の3つについてお伺いをいたします。

まず、1つ目の質問ですが、つがる市内における空き家の件数をお知らせ願います。可能であれば旧町村単位での空き家の件数をあわせてお願いします。

次に、2つ目の質問ですが、空き家を維持した場合と解体して更地にした場合、課税される固定資産税の違いはどの程度かお知らせ願います。

最後に、3つ目の質問ですが、つがる市空き家など適正管理に関する条例制定以来、つがる市内の空き家の所有者に対して指導または助言、勧告、命令、公表、代執行など実際に行われたことはあるのかお知らせください。

次に、稲わらの処理、利用の状況についてお伺いいたします。なぜ稲わらの処理、利用に関する質問をするのかの理由ですが、つがる市の水田で稲作が続けられる限り未来永劫この稲わらをどのように利用、処理していくのかという問題と向き合っていかなければいけないからです。多くの先人たちがこれらの課題に挑戦され、一定程度の知識の蓄積はなされていますが、新たな処理、

利用方法はまだ十分に体系化されていないというのが現状です。ことしも実り豊かな出来秋が訪れました。間もなく稲刈りも始まり稲作地帯では収穫期を迎え、慌ただしく人々が行き交い1年で最も活気に満ちた時期を迎えます。私も稲作農家の一人として、ことしの出来秋を喜ぶとともに、願わくは米価が1円でも高くなることを心から期待している次第です。ご承知のとおり、昨年は米価の大幅な下落を受け農家経済は大きな打撃を受けました。今議会に市長に提出された平成26年度主要な施策の成果及び予算執行の報告書によりますと、平成26年米価下落に対して農業者経営安定資金利子補給金など市単独の事業が見受けられます。金額の多少にかかわらず市の素早い対応は大いに評価されるべきだと考えます。

さて、本題になりますが、平成22年6月25日に青森県稲わら有効利用の促進及び焼却防止に関する条例が県議会で採決されました。この内容に関しましては、お手元に配付の資料2をごらんください。この条例では第3条、農業者の責務として、農業者自身が稲わらの有効利用と焼却を行わないよう努める旨の条文が記載されております。そして、第4条に5つの具体策を挙げています。詳細については割愛させていただきますが、稲わらを資源と捉え土づくりに活用すること、また広域的に流通させることにより、主に肉牛の粗飼料として多くの需要を喚起すること、さらにはバイオマスのマテリアル利用の可能性を探ることなどを狙いとしていると認識しております。稲わらの処理、利用体系は、焼却、すき込み、粗飼料の3つに大きく分類されます。

農家をされている方々に釈迦に説法になりますが、まず焼却は煙やにおいを生じるため、幹線道路付近や住宅地に近い圃場では、風向きにかかわらず交通や地域住民に悪影響を及ぼしています。ただし、肥料としての観点から植物はその栄養分を無機質の状態でしか吸収することができないという事実から、稲わらを焼却して無機質の状態に戻すことは、より速やかな栄養分の補給形態であるという意見もあります。

次に、すき込みに関してですが、土づくりの観点から稲わらを土壌に還元することは地力の維持につながります。ただし、稲わらは強靱な繊維質からできているため、寒冷積雪地帯では秋から春にかけ十分な分解が進まないという問題が指摘されています。そのため、稲刈り終了後できるだけ早く圃場に稲わらをすき込む必要があるため、労力と費用が必要となります。しかし、この労力と費用は米価に反映されることはないため、実際には焼却の代替手段として行われているのが現状です。

最後に、粗飼料ですが、飼料用米の登場により耕畜連携における稲わら利用によって、つがる市においても稲わらの収集が盛んに行われています。稲わらの収集は天候に左右されやすく、つがる市のような積雪寒冷地帯では収集期間が限定されているという特徴がありますが、稲わらを地域資源という視点で捉えた場合、前述のとおり広域のチャネル、つまり供給側と利用者側の結びつきさえ確保できればさまざまなビジネスチャンスがあると思います。つがる市は広大な水田を擁しておりますので、粗飼料としての稲わらの収集を大に行うべきと考えるのであります。稲わらの収集

は、皆さんご存じのとおり圃場での乾燥、レーキがけ、ローラーによる梱包、圃場からの搬出といった手順が進められますが、天候だけではなく圃場の土壌条件によっても収集に向き、不向きが生じます。特に収集するために用いる一連の機械は大型のものが多く、その重量自体も非常に重いものとなっていますので、そのため農業業界の用語であります下がよい状態、つまり稲刈り以降の圃場のかたさが極めて重要になります。このように収集には天候や圃場条件などの制約を受けますが、冒頭で申し上げたとおり稲わらとどのように向き合っていくかという課題と、稲わらをどのようにビジネス化していくかという両方の意味で、稲わらの粗飼料としての収集は大きな意義があると考えます。

そこで、お伺いをいたします。まず、1つ目の質問として、この秋、耕畜連携に基づいてつがる市において稲わらを収集する予定の面積はいかほどかお知らせ願います。

また、2つ目の質問として、稲わらの収集团体の件数、できれば旧町村単位でお願いいたします。

最後に、3つ目の質問として、稲わらの処理、利用に関してつがる市独自に行っている事業があるのかないのかお知らせ願います。

以上で空き家対策、稲わらの処理、利用の状況についての1回目の質問を終わります。

○議長（佐々木慶和君） 答弁を求めます。

福島市長。

〔市長 福島弘芳君登壇〕

○市長（福島弘芳君） 齊藤議員の質問にお答えいたします。

空き家対策についてでございますけれども、議員ご指摘のとおり通勤や子供の通学などを考慮して、利便性の高い地域での生活を望む家族がふえていることが空き家増加の一因であると思われます。また、市内の空き家の状況は、平成27年4月1日現在297件となっており、そのうち危険度が高いと思われるものが24件あります。これらの空き家対策につきましては、空き家等対策の特別措置法が施行されたことにより、同法で定められた行政代執行も視野に入れた対策を講ずる必要があります。そのため、法律に基づいた空き家対策計画を作成、実施する必要があります。これらの計画の協議を行うための空き家対策協議会の設置を考えております。法律では、委員は地域住民や議員、法務、不動産、建築関係などの学識経験者で組織することとなっております。今後は助言、指導、勧告など法令に基づいた手続により対策を講じ、市民の安全確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

そのほかの質問については、担当部より答弁をさせます。

○議長（佐々木慶和君） 総務部長。

○総務部長（倉光弘昭君） 齊藤議員の（1）番、（3）番、この2つについて答弁申し上げます。

まず、つがる市内における空き家の件数についてということでございます。ただいま市長からもありましたとおり、平成27年4月1日現在で空き家の状況ですけれども、全体として297件、そのう

ち危険度が高いと思われるものが24件ということでございます。

297件の内訳でございますけれども、旧木造地区、木造町ですけれども、108件、危険度の高いものが12件、次に旧森田地区でございますけれども、59件、危険度が高いものが5件、旧柏村地区でいきますと14件、そのうち危険度の高いものが1件、旧稲垣地区でございますけれども、44件で、危険度の高いものが2件と、旧車力地区が72件、そのうち危険度の高いものが4件と、合わせて297件、危険度の高いものが24件となっております。

次に、同じ空き家対策の（3）番でございますけれども、今特措法ができてございますけれども、その以前に市が単独で条例として施行してきてございますけれども、その施行以来、空き家の所有者に対して指導、助言、勧告、命令、公表、代執行はやったことがあるのかということでございますけれども、条例に基づいて勧告等の旧町村別の件数については、指導が1件で、これは木造地区となっております。勧告は3件やっております。内訳は、木造、柏、車力各1件で、3件でございます。そのほかの命令あるいは公表、代執行、この措置はまだ行った経緯はございません。

以上でございます。

○議長（佐々木慶和君） 財政部長。

○財政部長（三上保男君） それでは、齊藤議員の空き家対策について（2）番の、空き家を現状維持した場合と解体して更地にした場合の固定資産税の違い、比較ということでございます。まず、固定資産税上において空き家という定義、概念はございません。固定資産税上は家屋という、資産ということでなっておりますので、この家屋という固定資産税上の言葉を使わせていただきます。この家屋がある場合、現状ではまず住宅用地が200平米の場合評価額の6分の1、それから200平米を超える部分、これは3分の1の特例措置を設けてございます。それが課税標準となつてこれに1.4%の税率を掛けて税額を算出しているものであります。これを解体し更地にした場合というのは、住宅用地でなくなるということです。非住宅用地として課税されます。つまりこの6分の1、3分の1の特例措置がなくなるということでございます。ただ、非住宅用地には土地の評価額に、税法上で決められておるのですが、負担調整措置がございまして、これが0.7を乗じた額を課税標準額にする、税金の計算の前の課税標準額にするということになってございます。要するに宅地にすると税額が高くなるという表現で皆さんおっしゃいますけれども、この6分の1、3分の1に減額になっていた特例措置がなくなるということでございます。この地方税法の改正によりまして、平成28年度からは空き家等対策の推進に関する特別措置法、先ほど総務部長のほうからも特措法ということでありましたけれども、これに基づいて勧告された特定空き家、これにつきましては住宅用地の特例の対象から除外され、非住宅用地と同じ課税ということになります。

以上でございます。

○議長（佐々木慶和君） 経済部長。

○経済部長（高橋 寿君） 齊藤渡議員の2番目のご質問でございます。稲わら処理、利用の状況に

ついてということで、（１）の１番目について説明申し上げます。

１点目の稲わら収集を予定している面積はというご質問ですが、本年度申請がされている面積は1,041ヘクタールとなっております。

また、２点目の収集体の件数はというご質問ですが、個人、団体を含めて28名となっております。旧町村単位ということですがけれども、旧木造町で9名、旧稲垣村で9名、それから旧車力村で8名、市街が2名となっております。

それから、２つ目の稲わら処理、利用に関してつがる市独自に行っている事業はあるのかというご質問でございますが、現在個々の農業者に対するこういう事業はございません。

以上です。

○議長（佐々木慶和君） 齊藤議員。

○１番（齊藤 渡君） ご答弁ありがとうございました。空き家の対策の場合は、私勝手になのですが、森田と稲垣というのが非常に世帯数、人口とも似ておりまして、同じような立地条件にはないもので、森田のほう和市街に近いということで、森田のほうの空き家が少ないのではないかとという勝手な想像をしていたのです。そうしたら稲垣が44件に対して森田が59件というふうに若干森田のほうが多くなっている。このことはひょっとすると森田のほうで、私述べたように住宅の若い世代の方々がどんどん市街地のほうに出てきていることの証左なのかなというふうに個人的に感じました。

それと、高橋経済部長のほうから稲わらの収集体の数の件で、今聞いた限りにおいては森田と柏がゼロ、少ないという、これが畜産農家がいるかないか、そういう問題もあるのかもわかりませんが、この辺は新たな課題として考えていきたいと思っています。そこで、私のほうから再質問をさせていただきます。

まず、通告書にあります空き家対策の（２）の固定資産の問題、ただいま財政部長からご説明受けました。ちょっと私数字弱くて、理系ではないものでもう一度お伺いするのですが、建物を現状のままにしておいたほうが税制上有利という話はよく聞きます。そのことが今まで空き家を助長する結果になってきたと考えておりますけれども、それがこれから行われる新たな国の施策である特措法でどのように変わっていくのかお知らせください。これがまず１点目。

２点目なのですがけれども、空き家もしくは空き地、こちらのほう不動産でございます。不動産ですので、買い手が見つかって、値段がついて初めて処理することが可能だというふうに考えております。ちょっときょうはお持ちしていないのですが、８月29日付の東奥日報、こちらのほうに弘前市では市と不動産業者、あと金融機関、この３者が三位一体となって市空き家・空き地バンク協議会なるものを立ち上げて、10月中旬から市のホームページでその情報を提供する、このような内容の記事がございました。先ほど市長のほうから、当市のほうでもそのようなことを考えている旨の発言あったかのように記憶しておりますが、市としてのお考えをお知らせ願います。これが空き家

に関する再質問です。

もう一つは、稲わらのほうでも2点ほど再質問をさせていただきたいと思っています。稲わらの処理、利用の状況についてですが、市独自の事業がないということでございましたが、以前木造、森田かいわいのこの101号線沿いの両脇にすき込み事業があったような気がしているのですが、あの事業はどこの主管であったかお知らせ願います。これが1点目。

さらに、現在飼料用米と関連する稲わらには助成金がありますが、スイカ、メロンに代表される畑作地帯において独自に稲わらを利用している農家の皆様に助成がないのが現状です。資料2の県の稲わらの条例の一番最後、第6条のところに財政上の措置という形で、必要に応じて財政上の措置を講ずる云々と、こういうふうにありますけれども、このこと、要は畑作農家への稲わら利用の助成について、県への要望を含め何らかの手だてを講じることができないかどうか。

以上、2点についてお知らせ願います。

○議長（佐々木慶和君） 財政部長。

○財政部長（三上保男君） 空き家対策についての2回目の質問ということで、先ほど説明した固定資産税上の取り扱い、これを具体的にというお話でよろしいと思いますが、具体的に例を示しますと、200平米までの住宅用地、これを例にとりますと、例えば平米3,000円、合計60万円の土地の評価額、これが固定資産税の評価額になります。これで家屋がある場合、これの6分の1、10万円、これに税率1.4%を掛けますと1,400円の固定資産税が課税されます。これを解体した場合、60万円の評価額に先ほどの負担調整措置0.7を掛けます。0.7を掛けますと42万円になります。これに税率1.4%を掛けますと5,880円、この税額になります。倍率で言うのもなんですが4.2倍ぐらい、通常皆さん6倍になる、6倍になるということは評価額の段階での6倍という意味でございます。税額ではないので。一応これは、先ほども申し上げました空き家等の対策の推進に関する特別措置法、これの推進のために支援する、後押しするという形の税制の改正でございます。

○議長（佐々木慶和君） 総務部長。

○総務部長（倉光弘昭君） 齊藤議員の2回目の質問でございますけれども、弘前市で始めた空き家・空き地バンク協議会ですか、この件ですけれども、そもそも今の法律では空き家あるいは空き地のデータベースを整備しなさいという責務を新たに設けられています。そのほかにもその空き家、空き地の利活用を考えなさいということになってございますので、今現在は市の自前の条例と法が両方存在していますので、ただ法がその条例を覆っていますので、この法に従うと当然その空き家バンク、空き地バンク、それをやるだけのデータをつくるので、これは非常に有用な施策ですので、十分検討に値する施策だと今考えてございます。

○議長（佐々木慶和君） 経済部長。

○経済部長（高橋 寿君） 齊藤議員の2回目のご質問でございます。以前101号線沿いで事業をやったのはどこの主管の事業だというご質問です。これ平成19年から5年間実施いたしました。これは

県からの助成金をいただいております。事業主体というのは、つがる市稲わら有効活用推進協議会というものを設立いたしまして、そこに県からの補助金をいただいて実施したところです。ちなみに、柏、森田地区、約140ヘクタール実施いたしました。

それから、2つ目のご質問ですけれども、それこそ条例に書いてございますように、まず県に必要に応じて財政上の措置を講ずるとありますので、これから県に対して一応は聞いてみます。ただ、今現在でも直接的にメロン農家とか野菜農家ではございませんけれども、それこそ稲わらそのもののマッチングとか、そういうのは実施しているところです。

以上です。

○議長（佐々木慶和君） 齊藤議員。

○1番（齊藤 渡君） ご答弁ありがとうございます。空き家バンクの協議会なるものが設立され、つがる市でまず空き家の問題に対してスムーズに対応ができていく、そういうことをまず願うのが1点。

もう一つ、わらに関しましては、ぜひ県のほうに稲わらの利活用の市独自の単独の事業を要望していただくといいように私のほうからも要望いたしまして、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐々木慶和君） 以上で齊藤渡議員の質問を終わります。

◇ 三 上 洋 君

○議長（佐々木慶和君） 第6席、9番、三上洋議員の質問を許します。

三上議員。

〔9番 三上 洋君登壇〕

○9番（三上 洋君） それでは、第6席を賜りました芳政会の三上洋でございます。

自主財源についてご質問申し上げます。地方分権改革推進委員会は、これまでに第1次から第5次までの地方分権一括法を成立させております。具体的な制度設計は道州制国民会議でこれから議論され決定されると各自治体に周知されてくるかと思えます。現に国の出先機関が廃止、統合されてきているのが現実であります。その結果、近い将来、国、道州、新たな基礎自治体という3層構造の行政制度に変わってくるかと思えます。国の借金が1,000兆円を超え、国からの交付金は年々少なくなってくるかと思えます。そうすると、少なくなった分を補うためにも自主財源の確保が非常に必要になってくるかと思えます。

そこで、ご質問申し上げます。平成24年度、平成25年度、平成26年度のつがる市の自主財源比率というものをお聞かせください。

1回目の質問終わります。

○議長（佐々木慶和君） 総務部長。

○総務部長（倉光弘昭君） 三上議員のご質問にお答えします。

自主財源の比率ということでございますけれども、平成24年度自主財源は17.8%、額にして41億9,000万円、端数つきますけれども9,000万。25年度の比率は16.8%、額にして41億1,200万。26年度18.2%、ここ対前年比でいくと11.6%ふえていますけれども、額でいくと45億8,800万ちょっとということになってございます。

以上でございます。

○議長（佐々木慶和君） 三上洋議員。

○9番（三上 洋君） この平成26年度が高くなっている要因というものの、これ何が原因なのでしょううか。

○議長（佐々木慶和君） 総務部長。

○総務部長（倉光弘昭君） 26年度、1桁台で対前年比で伸びているのですけれども、この原因としては寄附金及び繰入金が増額になったことによる比率のアップとなりました。

以上でございます。

○議長（佐々木慶和君） 三上議員。

○9番（三上 洋君） 自主財源比率の高低は、行政活動の自由度や安定度をはかる尺度かと思っております。そこで、自主財源比率で見ると県内10市ではどの位置にいるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐々木慶和君） 総務部長。

○総務部長（倉光弘昭君） 自主財源比率で県内10市で何番かと、何位かということでございますけれども、平成25年度、10市で最下位でございます。ただ、金額でいきますと10市では9位と、そういう状況でございます。

○議長（佐々木慶和君） 三上議員。

○9番（三上 洋君） それでは、この自主財源をせめて2番ぐらいにするには、いや、非常に難しいかもしれませんが、それ高くするための対策というものの、これを講じているのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐々木慶和君） 総務部長。

○総務部長（倉光弘昭君） 自主財源そのものの内訳ですけれども、まず自主財源は市税、それから分担金負担金、それから使用料手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入、この今申し上げましたその合計が自主財源という金額になるわけですが、今申し上げましたその市税、自主財源を上げるには市税をアップすればいいということです。それから、分担金負担金は、これは議会で承認いただいて約束している金額ですので、これについては増減はそう簡単にできないと、できるものでもないということです。それから、使用料手数料、これについては使用料を上げればいいと、手数料を高く取ればいいということでございます。財産収入、これは高く売ればいいと。

こういういろいろな簡単なアップの考えはあるのですが、使用料手数料にしても全てこれは市民の生活とか、利用する市民にすぐはね返るもので、そう簡単には使用料も上げることはできないと。財産収入は、極力使っていない市有財産については売り払うという方針でございますので、これは鋭意努力しているというところでございます。

今一番注目というか、見直ししているのがふるさと納税でございます。これを少しでも多く皆様からいただきたいと、協力していただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐々木慶和君） 三上議員。

○9番（三上 洋君） これに関連して市の起債、現在幾ら持っているのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐々木慶和君） 総務部長。

○総務部長（倉光弘昭君） 市の26年度末の起債の残高でございますけれども、一般会計で364億1,015万と、1,000円単位の端数つきますけれども、万単位でお願いします。特別会計104億7,347万、これも1,000円単位の端数がつきます。合計468億8,363万、これが26年度末の起債の借入残高でございます。

以上です。

○議長（佐々木慶和君） 三上議員。

○9番（三上 洋君） 地方自治法230条に基づけば、この起債というのは自主財源とみなされるわけなのですか、自由に使うということではないのでしょうか。

○議長（佐々木慶和君） 総務部長。

○総務部長（倉光弘昭君） 自主財源はほとんどが市の裁量でどこに使ってもいいのですけれども、保育料であるとか住宅料、そういうものは同じ自主財源の中でも行き先が決まっております。保育料は保育の施策に使う、住宅料はその住宅の維持管理であるとかそういうことに使うということがあって、一概には全て何でも使ってもいいというふうにはなってございません。

以上でございます。

○議長（佐々木慶和君） 三上議員。

○9番（三上 洋君） （2）番の自主財源確保のための新たな取り組みに入っていきます。総務部長、お相手願いたいと思います。市のウェブサイトを活用したバナー広告を導入すべきと考えるがいかが考えているか。

○議長（佐々木慶和君） 総務部長。

○総務部長（倉光弘昭君） 今現在でもホームページ上にバナー広告あるいは広報にバナー広告は取り入れてございます。

○議長（佐々木慶和君） 三上議員。

○9番（三上 洋君） その場合、リンクする事業者を選定する場合は何を基準にしているのかお聞

かせください。

○議長（佐々木慶和君） 総務部長。

○総務部長（倉光弘昭君） バナー広告の申し込みをとる際にそれを審査、選定する基準として、広報紙及びホームページ広告等取り扱い要綱を定めて、そこで審査とり行っています。

以上でございます。

○議長（佐々木慶和君） 三上議員。

○9番（三上 洋君） 広告の内容等について、公共性や中立性を確保する明確な基準というもの、これを持っているのかどうか。

○議長（佐々木慶和君） 総務部長。

○総務部長（倉光弘昭君） その明確な基準については、とりもなおさず今申し上げました取り扱い要綱で定めています。取り扱い要綱では、公共性あるいは中立性、品位を損なうおそれのあるものは掲載しないことにしています。また、政治活動であるとか、宗教活動、個人の意見広告、個人の宣伝にかかわるものについても同様の扱いをしています。

以上でございます。

○議長（佐々木慶和君） 三上議員。

○9番（三上 洋君） それでは、リンクする事業者のウェブサイトの内容についても確実に把握する必要があるかと思うが、どう対応しているのかお聞かせください。

○議長（佐々木慶和君） 総務部長。

○総務部長（倉光弘昭君） 決定業者になったときに、この人が決定するのだろうというときに確実に業者のウェブサイトを確認して、さらにリンク先も確認してしっかり審査とり行っています。

以上でございます。

○議長（佐々木慶和君） 三上議員。

○9番（三上 洋君） 大きな項目のつがる市のPR、宣伝、広告について入っていきます。市のホームページや広報は、今までは見てもらうという旧来の手法かと思います。これからは市民がどこにいても市の情報を得ることができる携帯メールを活用したメール配信サービスや、QRコードでの情報配信というものを考えられないかどうかお聞かせください。

○議長（佐々木慶和君） 総務部長。

○総務部長（倉光弘昭君） QRコードの活用ということでございますけれども、現在、ことしですけれども、経済部において現在青森ねぶたに参加した際配布したそのうちわにQRコード、あるいはチラシも配布しましたが、そこにもQRコードを印刷しました。そのQRコードを読み取ると接続する先はつがる市のホームページということになってございます。及びつがる市のつがるブランドにも接続されるということでございます。また、市役所の玄関ホールに案内板を設置してございますけれども、そこにもQRコード印刷してございます。

以上でございます。

○議長（佐々木慶和君） 三上議員。

○9番（三上 洋君） このうちわ、議長の許可得ています。うちわ持っています。これはすごく評判がいいのです、小さくて。それで、岩木山を背景にしたベンセ湿原、とにかく皆さん欲しがっています。裏を見ますとここにQRコードが入っています。通称私の、これはガラ系というのですか、これでQRコードにアクセスしたら画面が全部入らないのです。スマホ対応とかになっているのではないのでしょうか、どうなのでしょう。

○議長（佐々木慶和君） 総務部長。

○総務部長（倉光弘昭君） QRコードで読み取って接続するサイトによっては、いわゆるガラ携帯、ガラ系携帯ですけれども、ガラ系では読み取れない場合もございます。ただ、一部のサイトではどっちにも対応していると、そういうケースもございます。

○議長（佐々木慶和君） 三上議員。

○9番（三上 洋君） つまり私が言いたいのは、ここに北大のパチンコ屋の広告あります。これにアクセスしたらきちんと項目もちゃんとこの中におさまっています。情報をすぐ見ることができます。そういうわけで、まずこれを、この議員の中にもこれしか使えない議員というのは半分以上いるのですよ、言っておきますけれども。65歳以上になるとこれしか使えないわけなのです。そういうわけで、このガラ系でも対応できるようなQRコード、まずこれをこれにしてください。これはお願いします。

それから、もう一点お願いがあります。市長や副市長、そして市役所の職員、それから議員の皆さんは名刺の表面にでも構いませんので、このQRコードをつけて、とにかく市長なんかは名刺の交換がたくさんあるかと思います。そういうわけで、このQRコードを見てくださいますと、その中にはつがる市のあの名所や観光物産なんか入れておけばすごく宣伝になるわけなのです。そういうわけで強制的でも構いません。職員の皆さんにQRコードをつけた宣伝の仕方というものを考えてほしいと思うのですが、やるかやらないか、そこを聞いて私の質問終わるので。

○議長（佐々木慶和君） 総務部長。

○総務部長（倉光弘昭君） ガラ系でも、いわゆる一般のその携帯電話でも見れるようなQRコードということでございますけれども、QRコードそのものの印刷はガラ系用でもスマホ用でも全部同じですけれども、ただ受ける受け先のそのサイトが携帯用にも見れるような設計にしないと見れないということでございますので、今当市のホームページは残念ながらガラ系の仕様にはなっていないということです、これは根本的にその設計を見直すとか、そのプログラムの組み直しになるのですけれども、その辺にも検討に入っていきたいというふうに考えてございます。

それから、名刺にQRコードの印刷ですけれども、QRコードの印刷そのものはそんな費用がかかりませんので、管理職以上はみんな印刷するだろうというふうに信じています。私はやりますけ

れども。

○9番（三上 洋君） お願いします。これで私の質問を終わります。

○議長（佐々木慶和君） 以上で三上洋議員の質問を終わります。

◇ 伊 藤 良 二 君

○議長（佐々木慶和君） 第7席、17番、伊藤良二議員の質問を許します。

伊藤良二議員。

〔17番 伊藤良二君登壇〕

○17番（伊藤良二君） 通告の7席の伊藤良二でございます。質問に入らせていただきます。

まず、1問目に市内の悪臭について伺いたいと思います。最近市民より、夏場、特に梅雨時、雲のかかったときなど悪臭がするという話がよく聞かれます。担当部はこのようなことをわかっているのか伺いたいと思います。

次に、この悪臭の対策はどうなっているのか伺いたいと思います。

通告の2問目に市の教育行政、図書館について伺いたいと思います。先月8月17日に旧制木中の講堂移築保存計画及び増築工事の計画が工程表とともに発表されました。報告を受けましたが、初めて説明を受けたわけですが、配置場所は松の館後方南側という図面でございましたが、するとかつて前に教育委員会で計画していた図書館建設構想は現在どうなっているのか教えていただきたいと思います。

次に、教育委員会では市民の図書館が欲しいというニーズをどのように把握し捉えているのか、児童だけではなく高齢者、学生、一般、若いママさんなど広いニーズがあるような私は気がしておりますけれども、教育委員会の考えを伺いたいと思います。

次に、教育委員会ではどういう図書館を構想しているのか、思っているのか。少し予算、財政的なものを離れて教育長並びに三上教育部長に夢、ロマン、理想などを少し語っていただきたいと思います。

通告の最後に、過去にも2度ほどジャスコに図書館という話がありましたけれども、最近もイオンモールつがる柏より図書館誘致の提案があるということを聞いておりますが、私なりに尋ねたり、話を伺ったり、調べたりしましたけれども、予算などいろんな条件を整えばすばらしい提案になる可能性があると思いましたが、つがる市教育委員会が受けている提案の内容とはどういう内容なのか伺いたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（佐々木慶和君） 答弁を求めます。

福島市長。

〔市長 福島弘芳君登壇〕

○市長（福島弘芳君） イオンモールの図書館についてでございますが、図書館につきましては、ことし6月にイオンモール株式会社からショッピングセンター内に市立図書館の設置についての提案がありました。その内容は、つがる市最大の集客機能と図書館の複合により、まち・ひと・しごとの活性化を図り、人が出会い、発見し、新しい文化が生まれる拠点、新つがるコミュニティーの形成によって市民サービスの向上と教育、健康、子育て、雇用などに寄与するとともに、日本初の施設としてつがる市のPRを図ることができるものとなっております。規模など詳細につきましては、教育委員会に検討を指示しているところであります。

ここは担当部からの答弁させます。

○議長（佐々木慶和君） 山口民生部長。

○民生部長（山口健吾君） 私からは、市内の悪臭について、1番について答えたいと思います。

（1）の、市では悪臭発生の実情を把握しているのかについて答えさせていただきます。市内において悪臭苦情の発災件数は減少傾向にあるものの、梅雨時から夏季にかけての臭気の拡散状況についての把握が必ずしも十分とは言えない状況にあります。特に丸山周辺の悪臭については、過去には周辺住民から苦情が絶えないときもありましたが、ここ数年、市に対しての苦情は年に数件程度となっております。現在丸山地区での養豚場では、敷地面積約2万2,000平米に畜舎が13棟建築されており、1万9,000頭の養豚が飼育されております。また、年間3,960トンの堆肥を生産しており、切り返しや農家に提供する堆肥の搬出の際には悪臭が発生するとの報告がなされております。畜産経営の大規模化が進む中、畜産環境をめぐる情勢はますます厳しくなっており、特に家畜排せつ物の管理、処理過程で発生する悪臭問題は畜舎施設の構造や肥育管理技術の起因するものとして、その低減に効果的な対策が求められております。市においても、事業者に脱臭装置の設置や年8回の臭気、水質については毎月の報告を義務づけしておりますが、その結果では、現状では水質汚濁防止法、悪臭防止法に定める基準値の以下となっていることから、悪臭抑制に事業者の協力を得ながら現段階では監視を継続している状況にあります。

続いて、引き続き（2）の対策について考えているのかについてお答えいたします。悪臭の原因となる臭気が水質汚濁防止法、悪臭防止法に定める規制値の未満なのか、超えているかによってその対応が変わってまいります。現状では事業者による脱臭装置の設置などにより、悪臭防止法に定める基準値のそれ以下となっております。市では、現在年8回の義務報告を課しており、抜き打ち調査をしたこともあります。また、悪臭のほとんどは堆肥の搬出などで発生するため、堆肥の搬出及び切り返しを行うときは風向き等を考慮するよう指導したほか、農家の人が半熟の堆肥をもらって農地に敷いたため強い悪臭が発生した事例もあります。この農家に対しては、すぐにすき込むよう指導し、事業者に対しても完熟していない堆肥は外部に出さないよう指導してまいりました。このほか感情による臭気問題に発展することのないよう注意を払いながら、堆肥化、出荷などの作業について、作業の前に地域住民への声かけや風向きを考慮して作業することを今後も事業者に求め

てまいります。

発生する悪臭についても、日常生活に支障がないよう、引き続き水質悪臭の測定報告、監視、指導に努めますが、現状を把握するとともに、悪臭実態に応じた対策を求め協議している次第でございます。仮に法の規制対象外や規制値基準値未満であった場合でも、市に通報や相談が寄せられた場合には職員が現地に赴き、発生源に対する指導、助言を行います。また、あわせて県の所管する公的機関、環境管理事務所、家畜保健所に相談しアドバイスを受けることといたしております。

以上です。

○議長（佐々木慶和君） 三上教育部長。

○教育委員会部長（三上みつる君） 私のほうからは、図書館についての教育委員会で計画していた図書館等の建設の構想は現在どうなっているのかというご質問にお答えいたします。

図書館建設計画については、社会教育施設整備基本構想として、旧木造中央公民館の老朽化と図書館要望を踏まえ、複合施設として整備するという構想がございました。しかし、老朽化している旧木造中央公民館については耐震性への課題があり、利用者の安全確保の観点からことし3月末で閉館、廃止いたしました。閉館から5カ月経過いたしました。木造農村環境改善センターと松の館を利用し順調に活動を継続しております。

以上のことから、公民館と図書館の複合施設としてではなく図書館のみの建設が現実的であります。しかし、建設には多額の財源が必要であり、また年数の経過とともに維持補修費がかさむこと、図書館の流れが書籍から電子化に緩やかに移行している現状から、時代に合った規模修正が可能な方法で図書館整備を図っていきたいと考えております。

次に、教育委員会では市民の図書館が欲しいというニーズをどのように把握し、どのように捉えているのかということに対してお答えいたします。教育委員会では、今年度4月に策定いたしましたつがる市子ども読書活動推進計画第2次において、昨年12月に読書活動の推進に関する市民意識調査を実施しております。その中で市民の方に図書館の必要性についても意見を伺いまして、結果といたしましては、一般の方の約8割の方が必要であるという回答を得ており、市民の方の図書館に対する高いニーズを改めて確認した次第でございます。

次に、教育委員会ではどのような図書館をつくらうとしているのかというご質問にお答えいたします。従来の図書館は、図書館の利用者しか行かないという固定概念がございましたが、その固定概念を一変させた幅広い世代の市民誰もが気軽に立ち寄れる新しいスタイルの図書館を整備し、子供から大人までの居場所づくりと、ふだん図書館を利用しない人にも本と接する機会を提供する読書環境を整備していきたいと考えております。

また、現代の図書館の役割は、課題解決に向けた総合的で広範囲な情報提供であると考えております。図書館は、本が好きな人はもちろん、市民が暮らしの中で必要とするコミュニティーの場、人づくりの場であり、なくてはならない存在であり、心豊かな人とつがる市の暮らしを育む図書館

をつくろうとしております。

以上でございます。

○議長（佐々木慶和君） 伊藤議員。

○17番（伊藤良二君） 答弁が全部返ってきたようでございます。まず、悪臭について、これは答弁要りません。臭いものは臭いので、これから大規模な畜産業者、事業を進めていくためには悪臭をどう抑え込んでいくかということが企業としては大切なことだと思います。そういうことで関係担当課からは、とにかく小まめに指導、監督するようにお願いしたいと思います。

それでは、図書館について2回目の質問に入ります。図書館を自前で建てて職員が管理した場合のメリット、デメリット、できれば財政的な予算コストも入れて答弁いただきたいと思います。

次に、ジャスコのほうで提案があった指定管理について、これのメリット、デメリットはどういうものか伺いたいと思います。

そして、（４）、つがる柏店に図書館を設置した場合、年間の入り込み利用客数はどのぐらい見込めるとするか伺いたいと思います。

2回目の質問、以上で終わります。

○議長（佐々木慶和君） 三上教育部長。

○教育委員会部長（三上みつる君） 図書館を自前で建てて職員が管理した場合のメリット、デメリットはどういうものかという質問ですが、市役所の職員を図書館職員として従事させた場合に想定されるメリットとしては、図書館運営に係る他部署との連携が図られる点だと思います。次に、デメリットとしては、図書館運営に当たっての人員費に占める割合が大きくなる点だと思います。

それから、現在の市役所の平均的な給料から推計して、仮に職員7名を充てた場合には大体5,000万ぐらいの人員費が見込まれると思われます。

また、これまで当市には図書館がなかったために専門職員がいないので、図書館運営に必要なノウハウを習得している職員がございません。そのことから管理運営が軌道に乗るまで長い時間を要するものと推測されます。さらにまた、現在では図書館において主流となっているのが、魅力的な図書館には欠かせない図書の専門的な識見を有する企画等の開催も難しくなるのではないかと思います。また、維持管理の面から自前で建てた場合ですと、施設の改修工事の周期年数である建築後15年、30年の改修工事費用が、特に30年のときには大規模改修工事を伴うことから億単位の負担がかかると考えられます。

次に、指定管理した場合のメリット、デメリットはというご質問ですが、メリットとしては人員費の節減が図れる。それから、図書館業務を民間のノウハウを活用するため運営を当初からスムーズに進めることができる。それから、多様化する図書館に係る利用者のニーズに的確に対応した図書館サービスの提供ができるという3点にあると思います。デメリットとしては、図書館運営に係る他部署との連携が図れない点ではないかと思います。

それから、イオンに設置した場合の年間利用者の見込みはということでございますが、現在イオンモールの年間の利用者は約400万人と聞いております。その5%の約20万人を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（佐々木慶和君） 伊藤議員。

○17番（伊藤良二君） 私調べたあれによりますと、ジャスコで持ってきた指定管理するのは株式会社TRCということですが、これは今私パソコンでちょっと検索してみたら全国で200以上の公共図書館を指定管理受けているようでございます。県内では三沢市立図書館の指定管理を受けて、年間の利用者13万人ということでしたけれども、大きいところでは岩手県の県立図書館も指定管理を受けているようでございます。このTRCの関連会社というのは、パソコンで見ると丸善書店、大日本印刷。丸善書店ということになると弘前にある中三店のジュンク堂とかはこのお店ですよ。そういうことで、私もちょっと記憶にあるのですが、日本橋の北口に丸善書店というのがあって、1度しか行ったことはありませんけれども、日本では多分一番グレードの高い書店ではないかと思っております。ですから、県内では珍しいパターンで、ショッピングセンターに図書館を開設するというのは大変珍しいケースですけれども、青森市にはアウガというショッピングセンターに、これ第三セクターの建物ですけれども、市の市立図書館が入っております。これは入り込み客数が58万人ということでした。そのぐらい利用の高い可能性がある提案でございます。

私は、この間合併10周年の事業が大変大成功で終わりましたけれども、できればこういう10周年とか何とかというときに図書館開設を入れてもよかったのではないかなと思うのですが、つがる市は残念ながら県内では黒石とつがる市だけが図書館がないわけでございます。しかし、黒石というのは図書館はないけれども、図書館に匹敵するような、小さいけれども、図書を貸すコーナー、見せている、開いているところは持っているわけです。先日、私ちょっとした調べ物あるものでつがる市の図書コーナーを利用させていただきましたけれども、子どもを連れた、孫を連れた、お母さんと2人の。孫を連れてきていたり、受験生、そして何か試験を受ける若い方、それから高齢者の方、結構利用してまして、手狭で狭くてなかなか大変でしたけれども、あるというだけでありがたかったのですけれども、つがる市は図書館設置はおくれましたけれども、今回のイオンの提案をうまく利用すれば全国でも最も活用される図書館となる可能性があると思うが、教育委員会としては今までの公園の中にとか教育委員会の公民館のそばにとか設置された図書館とはちょっと様子が違いますけれども、この辺に関して、やっている作業、事業は同じですけれども、違和感はないのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木慶和君） 教育部長。

○教育委員会部長（三上みつる君） 今の質問にお答えします。

確かに今までの図書館ですと公園の中にあって、豊かな環境に恵まれて静寂な立地にある図書館でゆっくり読書をすることができるというものが確かに主流だったと思います。しかし、現在は、

やはりそういう方も確かにいらっしゃいますが、そういう点においてはやはり、別にそういうスペースをきちんと持ってすれば対応できることだと思いますので、現在の図書館の主流といいますか、そちらがやはり誰でももう気軽に行ける、もう自分の日常生活の中に図書館が溶け込んでいくという、そういう図書館が現在求められている図書館だと思いますので、今までのそういう静かな環境で本を読みたいという方にも対応できるようなスペースを設けてあげれば大丈夫なのではないかと考えております。

○議長（佐々木慶和君） 伊藤議員。

○17番（伊藤良二君） 最後に、私のところには図書館をつくってほしいという市民の要望が多々あります。署名もしていいとか、そういう会をつくって運動してどうかというお話もいただきますけれども、もうちょっと待ってくださいと。私は、市長並びに教育長に、この図書館の問題は木造町時代からずっとたまに取り上げてやってきたのですけれども、行政の図書館サービスについて私はこれもう先送りすることなく教育行政サービスを真剣に、図書館サービスでございますけれども、できれば福島市長の代で図書館を開設いただきたいと思います。そこで、再度市長と教育長の決意をお伺いして終わりたいと思います。

○議長（佐々木慶和君） 市長。

○市長（福島弘芳君） 先ほどの答弁にもありましたけれども、現在は規模など詳細につきましては教育委員会に検討する指示をしているところであります。間もなくまたその条件といいたししょうか、そんなものも含めて計画を持ってくると思いますので、その辺も十分に検討しながら、せっかくなつくってまずいものになっては、中身ではちょっと困りますので、その辺十分に検討して前に進んでいきたいということです。

○議長（佐々木慶和君） 教育長。

○教育長（葛西嶮輔君） 図書館の建設についてですけれども、小学校、中学校には図書室があってそれなりの図書が整備されております。ただ、子供たちの中には非常に関心、興味が深まったり、さらに深めてみたい、調べてみたいという子供たちがいないわけではございません。したがって、そういう子供たちに蔵書の十分整った図書館は必要かなと、そのように思っております。

それから、就学前の幼児、児童ですけれども、これは学校と違って借りるというところではなかなか整備が整っていないわけで、先ほどのお話にも出てきましたが、親子で小さいうちから図書に親しむ、図書を借りられる、そういう環境としての図書館は非常に必要だろうと、そのように思っております。

また、本市の学力についてですけれども、小中学校ともある一定の良好なところをいっていると思っております。ただ、それをさらに学力面で深めていくためには、やはり図書館は大きな力を持っているのではないかなと、そのように思っております。学力の向上というのは負託を受けている一つでございまして、私もその面では必要性を十分に感じております。

なお、今回の提案については、これから十分検討を深めていきたい、できればそのように思っております。

なお、少し長くなりますが、本市の読書活動について見ますと、非常にPTAにしてもいろんな読み聞かせ活動とか活発でございます。それらは、今からちょうど10年前、平成14年だったと思います。向陽小学校が読書実践校として文部大臣賞を受けている。なお、2年前には、統合になりましたが稲垣西小学校が文部科学大臣賞を受賞しているということから見ても、非常に読書活動は活発に行われてきていたのではないかと、そのような認識でございます。いずれにしても図書館は、子供たちにとっても、広く市民にとっても必要でないかと、そのように思っております。

以上です。

○17番（伊藤良二君） 終わります。

○議長（佐々木慶和君） 以上で伊藤良二議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木慶和君） 以上で本日は散会とします。

（午後 2時51分）

第 3 号

平成 2 7 年 9 月 8 日（火曜日）

平成27年第3回つがる市議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成27年 9月 8日（火曜日）午前10時開議

1 開議宣告

1 議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

報告第13号 平成26年度つがる市健全化判断比率及び資金不足比率の状況について

報告第14号 平成26年度つがる市継続費精算報告書

議案第76号 平成27年度つがる市一般会計補正予算（第5号）案

議案第77号 平成27年度つがる市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）案

議案第78号 平成27年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第79号 平成27年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第80号 平成26年度つがる市一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第81号 平成26年度つがる市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第82号 平成26年度つがる市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第83号 平成26年度つがる市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第84号 平成26年度つがる市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第85号 平成26年度つがる市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第86号 つがる市議会の議決すべき事件を定める条例案

議案第87号 つがる市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

議案第88号 つがる市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例案

議案第89号 つがる市空き家等の適正管理に関する条例を廃止する条例案

議案第90号 つがる市消防署再編統合計画策定審議会条例案

議案第91号 つがる市手数料条例の一部を改正する条例案

議案第92号 つがる市環境基本条例案

日程第3 予算・決算特別委員会の設置

日程第4 議案等委員会付託

日程第 5 請願・陳情の件

請願第 4 号 稲垣町鶴見里・細沼地区の融雪溝設置に関する請願

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（２０名）

１番	齊 藤 渡	２番	田 中 透	３番	佐々木 敬 藏
４番	長谷川 榮 子	５番	成 田 博	６番	木 村 良 博
７番	佐 藤 孝 志	８番	長谷川 徹	９番	三 上 洋
１０番	野 呂 司	１１番	天 坂 昭 市	１２番	成 田 克 子
１３番	佐々木 直 光	１４番	佐々木 慶 和	１５番	平 川 豊
１６番	山 本 清 秋	１７番	伊 藤 良 二	１８番	松 橋 勝 利
１９番	白 戸 勝 茂	２０番	高 橋 作 藏		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	福 島 弘 芳
副 市 長	佐 藤 昭 三
教 育 長	葛 西 嶮 輔
総 務 部 長	倉 光 弘 昭
財 政 部 長	三 上 保 男
民 生 部 長	山 口 健 吾
福 祉 部 長	境 宏
経 済 部 長	高 橋 寿
建 設 部 長	新 岡 秀 行
総 務 部 次 長	木 村 好 秀
財 政 部 次 長	加 藤 靖
民 生 部 次 長	増 田 忠 昭
福 祉 部 次 長	白 戸 登
経 済 部 次 長	山 内 信 昭
建 設 部 次 長	松 橋 守
教育委員会委員長	成 田 悦 雄
選挙管理委員会委員長	成 田 照 男
農業委員会会長	山 本 康 樹
監 査 委 員	長谷川 勝 則
教育委員会部長	三 上 みつる
選挙管理委員会事務局長	小 寺 保
農業委員会事務局長	成 田 柳 二
監査委員事務局長	下 山 芝 規
消 防 長	成 田 一 司
稲垣出張所長	長 内 清 範
車力出張所長	工 藤 輝 美
会 計 課 長	北 畠 悟

職務のため議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長	野 呂 金 弘
事 務 局 次 長	葛 西 隆 志
総 務 係 長	三 上 眞理子
議 事 係 長	葛 西 正 美

◎開議宣告

○議長（佐々木慶和君） おはようございます。ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（佐々木慶和君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

◇ 佐々木 敬 藏 君

○議長（佐々木慶和君） 第8席、3番、佐々木敬藏議員の質問を許します。

佐々木議員。

〔3番 佐々木敬藏君登壇〕

○3番（佐々木敬藏君） 皆様、おはようございます。第8席を賜りました芳政会の佐々木敬藏です。私の質問は1点でありますけれども、それは農業行政についてですが、その中でも飼料米のことをお尋ねいたします。

まず、質問に入る前に一言御礼を申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。昨年26年度は大幅な米価下落により、25年産より1俵当たり3,200円もの値下がりいたしました。これにより、つがる市全体で20億円くらいのマイナスになったと聞いております。これに対してつがる市は、県内トップを切って種もみの助成など支援策を講じてくださいました。農家の方々は、これで営農が続けられると安堵しておりました。農家の皆様にかわり御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、質問に入らせていただきます。1つ目の質問は、飼料用米に対する国の交付金は来年度以降もこのままの金額なのか。また、この制度はいつまで続くのか。

2つ目は、商系及びJAは飼料用米の保管場所が満杯と聞いておりますが、ますますふえることが予想されます。これに対して国、県に保管場所を要望していただけないものかお尋ねをいたします。

3つ目は、ナラシ対策への今年度の加入率はどれくらいになっているのか。

以上の3つですが、議長のお許しを得ておりますので、皆さんに資料をお配りしておりますので、ご参照ください。飼料用米について少しご説明させていただきます。飼料用米の交付金は数量払い方式ですが、781キログラム、これは俵数にして13俵です。この金額は26年度の場合ですと10万5,000円になっております。これに耕畜連携助成1万3,000円、さらに地域加算1万2,000円、またさらに飼

料用米精算金として1キログラム当たり15円ないし20円で、これを20円で換算いたしますと1万5,600円プラスされます。さらに、減反互助金、1反歩当たり4,000円、これは転作をクリアした反別にさらに交付されるものです。また、国からの交付金などで消費税が免除されるというメリットがあるそうであります。これらの金額を合計すると1反歩当たり15万円くらいになることから、主食米781キロ13俵当たりで1俵当たり、これまっしぐらの品種なのですが、7,300円プラス精算金500円、これに13俵掛けますと10万1,400円になります。これを比較してみますと4万8,000円くらいの差が生じます。このことから農家は当然高いほうに取り組むものと思われます。飼料用米は今年度39万トンで、昨年より21万トンもふえております。農水省ではまだまだ生産してもよいと話しておりますけれども、またJA全農は60万トンは作付してもよいと言いますが、対応が前に進んでいない状況です。商系も受け入れ状態が満杯でストップしているとのこと。今後ますますふえると思われるので、保管場所の確保が急務と感じます。

以上述べて1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木慶和君） 答弁を求めます。

福島市長。

〔市長 福島弘芳君登壇〕

○市長（福島弘芳君） おはようございます。佐々木議員の質問、3項目でございますけれども、私は1の飼料米に対する交付金ということについてご答弁申し上げたいと思います。

議員が懸念されておりますように、ことしの主食用米の概算金が低迷することにより、次年度以降の飼料用米作付は全国的に増加することになると考えます。作付が多くなれば交付単価も下がるのではという質問でございますが、現状国から交付単価を変更するなどの報告は来ていない状況であります。情報が確定次第、農家に対して情報提供してまいります。

2点目は、この水田活用の直接支払い交付金制度、これがいつまで続くのかというご質問でございます。国では、食料・農業・農村基本計画を平成27年3月に策定しており、その中に米政策改革の着実な推進、飼料用米などの戦略作物の生産拡大という項目がありまして、平成37年、110万トンを生産努力目標としてございます。このことから、当面平成37年度産までは続くものというふうに考えております。

ほかの質問には担当部課長に答弁させます。

○議長（佐々木慶和君） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋 寿君） おはようございます。それでは、佐々木議員の農業行政についての2点目のご質問に対してお答えしたいと思います。

本市では、主な商系の引き受け先はトキワ養鶏、それから木村牧場で、飼料用米の約5割を占めております。取引農家からの事情を聞いてみますと、新規の取引はやはり控えているように聞いております。ただ、受け入れ先の商系では利用する分の倉庫の確保はしているというふうに聞いてお

ります。また、市内の飼料用米取り扱いが大きいＪＡつがるにしきたでは、出荷の条件は多少ありますけれども、申し出ていただければ対応していくというふうな方向で決まっているそうです。

保管場所設置に対する要望ですけれども、畜産サイド、耕種農家サイドで保管場所設置の補助事業は今のところございます。ただ、この大規模施設が該当するということで、5,000万以上の施設でないと該当しないというふうになっております。今後小規模保管倉庫の設置等の補助事業の創出については、要望してまいりたいと思っております。

それから、３点目です。ナラシ対策への加入率は、ことしどれくらいになっているのかというご質問です。今年度は、市の米価下落対策の支援や今後の米価に対する不安から、加入者1,230件となっております。面積で4,450ヘクタールと、昨年度に比較して約２倍の農業者が加入しております。米の直接支払い交付金の申請者2,369件中、ナラシ対策加入者は1,230件で52%の加入率となっております。この大幅な伸びによって当初に予算計上したのが若干不足となりましたので、今回補正ということで措置させていただきますので、何とかよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（佐々木慶和君） 佐々木議員。

○３番（佐々木敬藏君） それでは、２回目の質問をさせていただきます。

ＴＰＰ問題が迫る中、平成30年には減反制度が廃止されます。減反は大体45%ぐらい本市でも実施されておりますが、廃止となることで飼料米に転換する農家がふえると考えられます。また、飼料用米に対して交付金下がった場合は、主食米用と比較して、またこれが安いときは農家の方もつくらなくなるのではないかと、そう思います。いろんな要因が交錯し、農家は先の見えない道を歩いているような状態であります。市においては、より早く情報をつかんで教えてくれることを切にお願いいたしますが、いかがでしょうか。

次に、ナラシ対策についてですが、市はナラシ対策の加入者に掛金の４分の１を助成いたしますが、これは市長の提案理由にもありましたように、1,075万4,000円が上程されておりますので、それで27年度に初めて加入する農家は何人あるのか。昨年は未加入者にも加入者の約半分の交付金が支払われたと聞いておりますが、加入者は１俵当たり幾らで、未加入者は幾らになったのか、お知らせくださいますようお願いいたします。

これで２回目の質問を終えます。

○議長（佐々木慶和君） 経済部長。

○経済部長（高橋 寿君） まず、１点目のご質問です。確かに平成30年から減反制度が廃止になります。それ以前の29年度にはさまざまな変更とかいうのがさまざま出てくると思います。これは情報をつかみ次第、即刻チラシ等、それから説明会等を開催いたしまして農業者の皆様には周知してまいりたいと思っております。

それから、２点目のナラシ対策、平成27年度初めて加入する農家数とナラシ支払い金額というこ

とでございます。平成27年度、新規の加入者は621名です。継続加入が609名で、先ほど言いました千二百数名ということになっております。26年度産の支払い交付金額は、20%加入者の国分として1,682円が交付されております。これはあくまでも今言ったように国分だけです。自分の持ち分は入っていません。それに対して未加入者は、当初から20%加入者の半分ということになっておりまして、841円ということになっております。

以上です。

○議長（佐々木慶和君） 佐々木議員。

○3番（佐々木敬藏君） それでは、3回目の質問に入るわけですが、ナラシ対策についてですが、今まで掛けてきた人がその倍、掛けていない方の交付金より倍しかもらえないという、何十万も掛けているのにそれが倍しかもらえないというのは、国からの場合は6割だと聞いていますけれども、あとの3割は自己資金ですね。それなので、841円がもらえたということで、この方々のその新規の加入者が621名だと言われましたけれども、非常にこれについても何か少ないような感じがするわけなのですが、いかがでしょうか、その1点ですね。

T P P問題も本当に、まだ決まっていませんけれども、来るとは思いますけれども、これに対しての30年の減反の廃止の問題については一般の農家まで浸透しているのかどうか。浸透してなければ、いや、本当に減反廃止になるのかと、ではその後の減反が廃止になったときどういうふうな状況であるのか。その辺もあわせてお願いいたします。

○議長（佐々木慶和君） 経済部長。

○経済部長（高橋 寿君） 1点目の、少ないのではないかと、これ私もそう思っております。実際計算してみますと、先ほど佐々木さんから示された所得ですか、断然圧倒的に多いです。ただ、そこら辺についてはそれこそ農業者それぞれの考え方がございまして、どうしても牛の餌、豚の餌つくるよりはあくまでも主食用米をつくりたいというプライドがあると思いますので、そこら辺はやっぱり農家個々の考え方と思います。

2点目のT P P、それから減反が30年で廃止されるという話ですが、これは我々再生協でかなり皆さんにチラシ配布していたり説明会等を行っております。ただ、農家自体がそこをどういうふう to 受けとめているかというのは、説明会やっても余り質問いらっしやらないので、そこら辺のちょっと判断はなかなかできないですけれども、それにしてもこれから28、29と2年間、ことしも入れて3年間でございます。皆さんに周知して、自分の経営はどう考えているのかというのを再考していただきたいと思っています。今その情報がもし欲しいのであればうちのほうで幾らでも提供しますので、そういうふうな対応をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（佐々木敬藏君） ありがとうございます。それでは、私の質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（佐々木慶和君） 以上で佐々木敬藏議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終結します。

◎総括質疑

○議長（佐々木慶和君） 日程第2、報告第13号及び報告第14号、並びに議案第76号から議案第92号までの計19件を一括議題といたします。

提出議案に対する総括質疑を行います。通告に基づき発言を許可します。17番、伊藤良二議員。
伊藤議員。

○17番（伊藤良二君） それでは、決算議会でもありますので、総括質疑をやらせていただきます。
伊藤良二でございます。

まず、平成26年度つがる市一般会計決算状況について、1番目に財政健全化判断基準の比率の中の4つの指標のうち、実質公債費比率と将来負担比率はどうであったか伺いたいと思います。

2番目に、他の主要財政指標について伺います。財政力指数は現在どうなっているのか。また、経常収支比率はどうなっているのか。経費の中で一番ウエートの高い定員管理の状況、また国との比較する給与水準、ラスパイレス指数はどうなっているのか伺いたいと思います。

次に、市の借金でございますけれども、起債残高について一般会計、特別会計どのぐらいあって、合わせてどのぐらいあるのか伺いたいと思います。

次に、市債のうち、過疎債、合併特例債の金額、割合はどのぐらいか伺いたいと思います。

次に、つがる市の預金、個人で言えば預金でございますけれども、基金、どのぐらいあるのか伺いたいと思います。

5番目に、つがる市には現在財政運営計画というものがあるのかどうか。そして、中期5年間の財政状況の見通しについて伺います。よく言われる、これからこの5年間、ことしを含めて今後5年間普通交付税の減額がされていくと、その減額の状況はどうか、また5年後は本当に24億減になるとかというお話ですけれども、どういうものか再度確認したいと思います。

それから、人口減少、少子高齢化、多分5年後は高齢化率、つがる市も35は完全に突破して40に近づいていると思いますけれども、その辺の影響はないのか伺いたいと思います。

次に、最後でございますけれども、これは市長に、財政健全化を進めていくために一番大事な私項目だと思うのですが、平成28年度、来年の予算について早くから準備するべきであると思うのですが、事業の見直し、経費を抑えるためには早くから準備すると。9月では早くて12月では遅い基本方針でございますけれども、その28年度の予算編成の基本方針はどう考えているのか伺いたいと思います。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐々木慶和君） 答弁を求めます。

福島市長。

〔市長 福島弘芳君登壇〕

○市長（福島弘芳君） 伊藤議員の総括の質問、一番最後の平成28年度予算について、その基本方針はということでございます。

平成28年度のつがる市各会計予算編成の基本方針についてご説明いたします。歳入におきましては、当初の大半を占める普通交付税が今年度から合併特例の廃止によりまして段階的に減額されていきます。また、今年度は国勢調査が行われます。交付税算定の基礎数値となる人口においても、住基人口の減少と比例して大幅な減少が見込まれます。一方、国においては平成28年度地方交付税の概算要求の概要では、地方交付税総額で前年度比2%減となることから、つがる市における歳入規模が大幅に減少していくと予想されます。そのため、歳出においても今まで以上に経常的経費の削減、見直しが必要であり、改革に取り組んでいくことが重要だというふうに考えます。合併以後、建設事業などで発行した起債の残高が多額となっていることから、計画的な建設事業を行っていくほか、将来への負担軽減のために減債基金、財政調整基金への積み立てを確保していくことも重要であると考えます。

これらを踏まえまして、平成28年度の予算編成に当たっては、本年度に引き続き少子高齢化対策、安全、安心なまちづくり対策、社会資本整備の推進に加え、つがる市人口ビジョン総合戦略事業など将来を見据えた健全な財政運営を持続できる体制づくりを基本とし、予算編成に当たっていきいたいというふうに考えております。

ほかの質問は、各担当課より答弁させます。

○議長（佐々木慶和君） 三上財政部長。

○財政部長（三上保男君） それでは、伊藤議員の財政状況から初め、いろいろな財政指標についてご説明、ご回答いたします。

平成26年度のつがる市の一般会計決算状況についてということで、まずは実質公債費比率、それから将来負担比率についてのご質問でございます。平成26年度の実質公債費比率は13.3%となっております。平成25年度が14.5%でしたので1.2ポイント減少しております。この数値は、早期健全化基準25%、かつまた地方債の許可団体基準18%を下回っております。前年度より減少した要因ということですが、一般財源における元利償還金の減少、約6,800万ほど減少してございます。これが大きな理由でございます。

次に、26年度の将来負担比率でございますが、133.3%となっております。25年度が138.1%でしたので4.8ポイント減少しております。この数値についても早期健全化基準350%を下回っているということです。前年度より減少した主な要因ということですが、これは将来の負担に対する充当可能基金、財政調整基金、減債基金、これらが分子のほうから削減されます。これが多くなったということで数値が改善されたということになってございます。

次に、2件目の主要各財政指標について、まずは財政力指数でございます。これにつきましては、26年度の財政力指数0.23でございます。これは、行政活動を行う財源をどのくらい自力で調達できるかを示すものです。1を超えるほど財源に余裕があるということなのですが、ここ3年間つがる市は変わってございません。

次に、経常収支比率です。経常収支比率については86%です。25年度は83.7%で2.3ポイント増加となっております。収入におきまして交付税が減額となっております。2億2,000万ほど減額となっております。また、支出のほうでは燃料費とか光熱水費、これが物件費が上がっております。それと扶助費、生活保護費あるいは保育所の運営費、これらが対前年度で1億8,000万ほど増加してございまして、経常収支比率がふえたということになっております。

(3)番、(4)番については総務部長のほうからお答えあります。

○議長（佐々木慶和君） 倉光総務部長。

○総務部長（倉光弘昭君） 定員管理の状況でございますけれども、本市の第2次定員適正化計画、この中では定員管理の状況は、病院を除きまして一般行政、教育、消防あるいは公営企業等を合わせた人数でいきますと、平成22年度で職員数が580人ございました。平成23年度から27年度まで5カ年計画で97人削減の483人と、そういうふうに設定していました。実績は、平成27年度で468人、計画より15人多い112人の削減となっております。率でいきますと115%と、その達成率となっております。なお、平成17年4月1日と比較すると222人の削減となると、そういう状況でございます。

ラスパイレスの指数でございますけれども、このラスについては平成26年度のラスパイレス指数は94.5というふうになってございます。

以上でございます。

○議長（佐々木慶和君） 三上財政部長。

○財政部長（三上保男君） それでは、引き続いて3件目の質問、市債残高についてでございます。

まずは、一般会計、特別会計合わせてどのくらいあるのかということでございますが、26年度末で一般会計では364億1,015万4,000円でございます。特別会計においては104億7,347万6,000円でございます。合計で468億8,363万円となっております。

次に、2つ目の市債のうち過疎債、合併特例債の金額、割合はどのくらいかということです。一般会計でございますが、過疎債については97億6,232万5,000円であります。割合については26.8%となっております。合併特例債は61億4,970万2,000円で、割合については16.9%となっております。

次に、4件目の各基金についてであります。どのくらいあるのかということですが、これも26年度の基金の残高ということでご回答いたします。財政調整基金でございます。27億8,720万2,000円です。減債基金については23億3,275万2,000円、その他特定目的基金、これにつきましては合併振興基金も入ってございます。29億950万2,000円、合わせまして38億3,883万6,000円です。それと定額運用基金3億344万3,000円、総計で92億6,223万4,000円となっております。

それと、5件目の中期5年間の財政状況の見通しということです。まず、(1)の5年間の普通交付税の減額の状況ということでございますが、まず今後5年間の普通交付税の減額の状況についてであります。普通交付税は合併市町村の特例が廃止になりまして、今年度より段階的に減少しております。これまでは平成32年度までに段階的に減少し、平成26年度との比較で、今まではいろいろ25億円減少ということで説明してきたわけですが、ことし実際交付税の算定終わりました。その結果を見ますと、約19億円減少するのではないかとということが見込まれております。これにつきましてはいろいろ国のほうでも支所に要する経費等の加算がございまして、減少幅が6億円ほど縮小してございます。これは本年の1月16日に、総務省のほうですが、平成の大合併で誕生した自治体に特例分の7割程度を継続して受け取れるよう、新たな財政支援策として決定したということによるものであります。

次に、人口減の影響はないのかということでございます。先ほど市長の答弁にもありました。普通交付税の算出に当たっては、国勢調査による人口が大きなウェートを占めております。各費目の需要額算出においては国勢調査の人口を用いております。これによって人口減少の影響はかなり大きいものと見込まれております。今現状で平成22年度の国調の人口3万7,261人、これを基礎数値として用いておりますが、現在住基人口、9月1日現在で3万4,547人ということでございます。単純にこれを比較しますと2,714人減少しております。これを見込みますと、結果的にただいま説明しました国の新たな財政支援、この部分がつがる市においては人口減によってなくなってしまうのではないかと現段階の推測でございますが、予想されております。

それと、財政運営計画はあるのかというお話もございました。現在平成29年度まで、24年度からの5カ年の計画を策定して県のほうに実績を報告してございます。平成29年度までですので、平成30年度からのものはまた平成29年度に作成することになると思います。

以上でございます。

○議長（佐々木慶和君） 伊藤議員。

○17番（伊藤良二君） いろいろ数字を答弁いただきまして、細かくいただきました。結果、私はこちら見る限りは6年前に比べると本当に努力して、いや、数字が随分よくなってきたものだなと思っています。かつては給与カットした時期もございましたけれども、いろいろ数値を聞いて、結局つがる市の財政状況、今現在どういう状態なのか、いいのか悪いのか、少し碎いて教えていただければと思います。

○議長（佐々木慶和君） 財政部長。

○財政部長（三上保男君） 伊藤議員がおっしゃるとおり、6年前に比べればかなり財政状況も改善され、確かに基金のほうも毎年増額ということで、将来的には明るいような感じがいたします。現在のところは財政状況、健全化の判断比率も基準内でいい状況、理想的にはもっとよければよろしいのでしょうかけれども、このまま維持できればいいなと思ってございます。ただ、これから、先ほ

ども申し上げました人口の減あるいは合併特例の廃止ということで、確かに7割は国では確保しますとは言っていますが、それ以上にまた人口の減、これが億単位で減額になっていくと思います。5年計画でいろいろ財政運営もやっていますが、これから5年先どうなるかというのは今正直なところ、どうなるということでは申し上げられない状況なのですが、いずれにしても現状今できること、市長のほうからもございましたが、基金はできるだけ積み増しして将来の若い人たちに負担のないように、今できることを最大限努力しておくことが重要ではないかと考えてございます。

以上です。

○議長（佐々木慶和君） 伊藤議員。

○17番（伊藤良二君） 最後になりますけれども、数から見ると本当によくはなっているのですけれども、何せ、財政部長感じていると思うのですけれども、つがる市の財政力が0.23と全国でも下のほうだと思うのですけれども、本当に低いわけです。ちょっと油断すると簡単に厳しい状況に入ってしまうと。そしてまた、この経常収支の中での一番多い人件費でございますけれども、定員管理一生懸命やってすさまじく減らしているわけでございますけれども、合併時の人数が余りにも多くて、今もって全国レベル、県内レベルから見ると定員が大変多いわけです。数字で申しますと1,000人当たり12人ということで、全国の平均から見ると倍ぐらいいると。改善の余地があるということで、経常収支、財政の弾力性を考えたときにこの減らすという努力を、減らすというよりも適正に持っていくという管理、特に気をつけていただきたいと思います。

各基金については、27億という年度末決算の末で積んでいるわけでございますけれども、この財政調整基金があるからこそ、昨年米価が下落したときいち早く対応もつがる市はできたし、またよく最近も言われるのですけれども、馬市あたりでもディズニーを呼んでとか、いろんな事業ができたというのも他の町村から見るとうらやましがられております。これもやはり基金のふだんの預金があるからできるということだと思いますので、これもそのままで努力していただきたいと思います。私は、こういう地方の財政力の弱い自治体は、ともかく財政の健全化が第一番であると、そういうことで行政を進めていかなければいけないし、そうでなければ行政サービスがすぐ悪くなってしまうと、そういうふうに感じています。そこで、そういう思いがどのぐらいあるのか、最後に財政部長にちょっと決意を伺いたいと思います。

○議長（佐々木慶和君） 財政部長。

○財政部長（三上保男君） 決意ということですが、先ほども最後のほうで申し上げました。今現在できる最大の努力をしまいと。これは財政だけでなく、やはり職員初め、また議会のご協力も理解も得ながら進めてまいらなければならないことでございますので、職員一同精いっぱい努力して、また議会のほうの、あるいは市民のご理解も得ながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○17番（伊藤良二君） 終わります。

○議長（佐々木慶和君） 以上で伊藤良二議員の総括質疑を終わります。

これをもって総括質疑を終結します。

◎予算・決算特別委員会の設置

○議長（佐々木慶和君） この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第76号から議案第85号までの予算・決算関係10件については、全議員をもって構成する予算・決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木慶和君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、ただいま設置されました予算・決算特別委員会を本日本会議終了後、この議場に招集いたします。

◎議案等委員会付託

○議長（佐々木慶和君） 次に、ただいま予算・決算特別委員会へ付託した議案を除く各議案につきましては、お手元に配付のとおり各常任委員会に付託いたします。

◎請願・陳情の件

○議長（佐々木慶和君） 日程第5、請願・陳情の件。

請願第4号を上程し、お手元に配付の請願等付託表のとおり所管の常任委員会へ付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（佐々木慶和君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日から17日までの間は、委員会開催等のため、本会議は休会でございます。来る9月18日は、午前10時に会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

（午前10時50分）

第 4 号

平成 2 7 年 9 月 1 8 日（金曜日）

平成 27 年第 3 回 つがる市議会定例会会議録

議事日程（第 4 号）

平成 27 年 9 月 18 日（金曜日）午前 10 時開議

1 開議宣告

1 議事日程

日程第 1 予算・決算特別委員長審査報告、討論、採決

「議案第 76 号」～「議案第 85 号」

日程第 2 総務常任委員長審査報告、討論、採決

「議案第 86 号」～「議案第 91 号」

「請願第 1 号」

日程第 3 教育民生常任委員長審査報告、討論、採決

「議案第 92 号」

日程第 4 経済建設常任委員長審査報告、討論、採決

「請願第 4 号」

日程第 5 発議第 3 号 つがる市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案

日程第 6 発議第 4 号 つがる市議会会議規則の一部を改正する規則案

日程第 7 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（２０名）

１番	齊 藤 渡	２番	田 中 透	３番	佐々木 敬 藏
４番	長谷川 榮 子	５番	成 田 博	６番	木 村 良 博
７番	佐 藤 孝 志	８番	長谷川 徹	９番	三 上 洋
１０番	野 呂 司	１１番	天 坂 昭 市	１２番	成 田 克 子
１３番	佐々木 直 光	１４番	佐々木 慶 和	１５番	平 川 豊
１６番	山 本 清 秋	１７番	伊 藤 良 二	１８番	松 橋 勝 利
１９番	白 戸 勝 茂	２０番	高 橋 作 藏		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	福 島 弘 芳
副 市 長	佐 藤 昭 三
教 育 長	葛 西 嶮 輔
総 務 部 長	倉 光 弘 昭
財 政 部 長	三 上 保 男
民 生 部 長	山 口 健 吾
福 祉 部 長	境 宏
経 済 部 長	高 橋 寿
建 設 部 長	新 岡 秀 行
総 務 部 次 長	木 村 好 秀
財 政 部 次 長	加 藤 靖
民 生 部 次 長	増 田 忠 昭
福 祉 部 次 長	白 戸 登
経 済 部 次 長	山 内 信 昭
建 設 部 次 長	松 橋 守
教育委員会委員長	成 田 悦 雄
選挙管理委員会委員長	成 田 照 男
監 査 委 員	長谷川 勝 則
教育委員会部長	三 上 みつる
選挙管理委員会事務局長	小 寺 保
農業委員会事務局長	成 田 柳 二
監査委員事務局長	下 山 芝 規
消 防 長	成 田 一 司
稲垣出張所長	長 内 清 範
車力出張所長	工 藤 輝 美
会 計 課 長	北 畠 悟
農業委員会会長職務代理	乳 井 春 光

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局 長	野 呂 金 弘
事務局 次 長	葛 西 隆 志
総 務 係 長	三 上 眞理子
議 事 係 長	葛 西 正 美

◎開議宣告

○議長（佐々木慶和君） ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎予算・決算特別委員長審査報告、討論、採決

○議長（佐々木慶和君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1、議案第76号から議案第85号までの計10件を一括議題といたします。

予算・決算特別委員長の審査報告を求めます。

平川予算・決算特別委員長。

〔予算・決算特別委員長 平川 豊君登壇〕

○予算・決算特別委員長（平川 豊君） おはようございます。それでは、予算・決算特別委員会に審査の付託を受けた議案の審査の経過及び結果についてご報告いたします。

去る9月8日の本会議において、予算・決算特別委員会が設置され、平成27年度各会計補正予算案4件、平成26年度各会計決算6件、計10件の議案について審査の付託を受けました。

本委員会は、9月9日、10日の2日間、各会計補正予算の内容、決算の状況等の審査を行いました。

補正予算では、合併10周年記念事業費、社会保障・税番号制度カード発行等事業費及びじんかい処理費の衣類リサイクル回収ボックスの備品購入費等の内容などに質問が出されました。

各会計の決算について、歳入では、市税を初めとする保険料、使用料等の不納欠損、収入未済額の内容及び減少させるための対策、歳出では農業、観光、商工関連の補助金、委託料などの内容について主に質問が出されました。

審査の経過の詳細につきましては、議員全員で構成された予算・決算特別委員会でありますので、省略させていただきます。

付託された計10件について、執行部より詳細な説明と聴取の結果、いずれも計数的に正確であり、その内容も適正であると認め、審査を終了いたしました。

以上、予算・決算特別委員会の審査報告といたします。

○議長（佐々木慶和君） 委員長報告が終わりましたが、委員長報告に対する質疑は省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木慶和君） ご異議なしと認め、質疑を省略いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木慶和君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。ただいまの各案件については委員長報告のとおりそれぞれ原案のとおり可決並びに認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木慶和君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

◎総務常任委員長審査報告、討論、採決

○議長（佐々木慶和君） 日程第2、議案第86号から議案第91号及び請願第1号の計7件を一括議題といたします。

総務常任委員長の審査報告を求めます。

平川総務常任委員長。

〔総務常任委員長 平川 豊君登壇〕

○総務常任委員長（平川 豊君） それでは、総務常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、9月14日に開催し、付託された議案6件及び第2回定例会で付託され継続審査となっている請願1件について、執行部より詳細な説明と聴取を行い審査いたしました。

審査の過程において議論された主なものをご報告いたします。議案第87号 つがる市個人情報保護条例の一部を改正する条例案について、近年個人情報の流出が問題となっているが、その対応、体制はどうなっているのかの質疑に、マイナンバーなどの個人情報を管理するシステムは、インターネットとは遮断されているので問題ないが、職員がインターネットと接続されている環境で個人情報を扱う場合に流出する可能性もあることから、管理方法等の研修をしており、今後も徹底を図っていくことの答弁でありました。

議案第90号 つがる市消防署再編統合計画策定審議会条例案について、計画策定のスケジュールと再編統合後の体制により業務を開始する時期はいつごろを想定しているのかの質疑に、今年度中に方針を定め、平成28年度より計画を策定し、平成31年4月からの業務開始を想定しているとの答弁であります。

継続審査となっていた請願第1号 知的障害者グループホーム建築計画に伴う周辺整備に関する請願（街灯の整備）については、施設の建設確認がおりたということであり、道路整備とあわせて街灯の整備も行うことが妥当という担当部局の意見も踏まえ、利用者の安全とサービス提供の確保及び事業者等の出入りなどの交通量を勘案し、採択すべきとの意見で一致いたしました。

以上のとおり慎重に審査した結果、議案 6 件、請願 1 件については全会一致により原案のとおり可決及び採択すべきものと決しました。

以上をもって本委員会の報告を終わります。

○議長（佐々木慶和君） 委員長報告が終わりました。委員長報告に対する質疑は省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木慶和君） ご異議なしと認め、質疑を省略いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木慶和君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。ただいまの各案件については委員長報告のとおり原案のとおり可決及び採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木慶和君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

◎教育民生常任委員長審査報告、討論、採決

○議長（佐々木慶和君） 日程第 3、議案第 92 号を議題といたします。

教育民生常任委員長の審査報告を求めます。

佐藤教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 佐藤孝志君登壇〕

○教育民生常任委員長（佐藤孝志君） それでは、教育民生常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、9 月 14 日に開催し、付託された議案 1 件について、執行部より詳細な説明と聴取を行い、慎重に審査をいたしました。

審査の過程において議論された主なものをご報告いたします。議案第 92 号 つがる市環境基本条例案について、私たちは健康で文化的な生活を営むため、良好な環境の恵みを享受するとともに、環境を保全し、将来へと引き継ぐ責任と義務があり、この認識のもと環境の保全と創造に積極的に取り組むため制定するものなど、制定の意義と内容について説明がありました。なお、具体的な事項については、環境基本計画に委ねるとしております。

委員からは、環境審議会の委員は市内のごみの状況や不法投棄の状況を確認するために、定期的に視察を行うなど地域の実情の把握に努めて環境保全に寄与していただきたいとの意見も出されま

した。

以上のとおり慎重に審査した結果、議案1件については全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の報告を終わります。

○議長（佐々木慶和君） 委員長報告が終わりました。委員長報告に対する質疑は省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木慶和君） ご異議なしと認め、質疑を省略いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木慶和君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。ただいまの案件については委員長報告のとおり原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木慶和君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

◎経済建設常任委員長審査報告、討論、採決

○議長（佐々木慶和君） 日程第4、請願第4号を議題といたします。

経済建設常任委員長の審査報告を求めます。

木村経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 木村良博君登壇〕

○経済建設常任委員長（木村良博君） それでは、経済建設常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、9月15日に開催し、本会議より付託された請願第4号 稲垣町鶴見里・細沼地区の融雪溝設置に関する請願について、現地を視察、確認の上、慎重に審査しました。

審査の過程において議論された主なものをご報告いたします。融雪溝設置に関しては、平成23年より7地区から要望、請願が出されておりますが、いまだに整備に至っていない状況の報告が執行部からありました。交通量、住宅密集度など、それらの地区と比較しても緊急性が低いことから、総合的に判断し、不採択とすべきとの意見で一致しました。なお、除排雪には万全を期すようとの意見が出されました。

よって、請願第4号については不採択とすべきものと決しました。

以上をもって本委員会の報告を終わります。

○議長（佐々木慶和君） 委員長報告が終わりました。委員長報告に対する質疑は省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木慶和君） ご異議なしと認め、質疑を省略いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木慶和君） 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りいたします。ただいまの案件については委員長報告のとおり不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木慶和君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

◎発議第3号の上程、説明、討論、採決

○議長（佐々木慶和君） 日程第5、発議第3号 つがる市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

長谷川議会改革検討特別委員長。

〔議会改革検討特別委員長 長谷川 徹君登壇〕

○議会改革検討特別委員長（長谷川 徹君） おはようございます。発議第3号 つがる市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案。

提案理由。つがる市議会議員の定数を改正するため、この条例を提案するものであります。

次のページには、改正内容を記載しておりますが、議員定数を現行の20名から18名とし、次期一般選挙から適用するという内容であります。

今回、各会派からの意見も聞きながら検討し、議会改革検討特別委員会の総意がまとまったため、提案させていただくものであります。

それでは、提案理由を説明させていただきます。我がつがる市は、平成17年2月に合併し、議会 は合併特例により72名の議員でスタートいたしました。その後地方自治法第91条第2項の規定により26名、平成20年第4回定例会において、つがる市議会議員定数条例を訂正し、その定数を24名としました。2名の削減。そして、ことしの改選期に4名を削減し、定数を20名としております。

これまで人口減少や今後の本市の財政状況についても先行き不透明であることを受け、行政改革

の一翼を担う議会としても、当然みずからの意思で効果が目に見える改革を行わなくてはなりませんという見地から、定数削減に取り組んできたところでもあります。

一方、平成24年9月に設置されました議会改革検討特別委員会においては、これまで政治倫理条例の制定、一般質問の選択制の導入や質問席の設置など、市民にわかりやすい議会を目指し、できることから実践してまいりました。そして、今後は情報発信のための議会中継システムや、ペーパーレス化のためにタブレット導入も検討していく予定であります。この2名削減による効果額、議員報酬ベースだけでも年間1,000万円になるこの効果額を、これから議会改革の財源を一部に充てていけるのではないかと考えます。

しかしながら、定数を減らすことが議会の機能低下につながっては、市民の負託に応える議会として本末転倒であります。今後地方分権と地域主権が進むことに伴い、増大する行政執行の適正さ及び有効性を評価し、監視、統制することを十分に考慮した議員定数であるべきとの認識も一致し、今回2名削減の定数18名といたしました。

以上申し述べたとおり、2期連続の定数削減改革の提案は、市民の負託に応え得る議会とすべく、私たち議員みずからがつがる市議会の定数はいかにあるべきかを慎重かつ十分に協議した結果であります。

以上、議員皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（佐々木慶和君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木慶和君） ないようですので、発議第3号の質疑を終わります。

お諮りします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木慶和君） ご異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

松橋議員。

○18番（松橋勝利君） 今改革委員会の委員長から定数削減の提案理由があつたわけですが、まず第1点に私が疑問に思うのは、なぜ今のときなのか。言いかえれば、ことし選挙をやったばかりだと、まだ1年たっていないのだよ。やるのなら、もう2年後とかそういう時期にやればいいのか。なぜそういうことを私言うかといえ、この先2年、3年たてば、つがる市の状況もどう変わっていくか、それはなかなか見えないのです。それを今ここで、まだ1年たっていないと今言ったから、その時期に大体ここで定数決めるなんていうのは、これは言語道断の話。何で今なの、時期が。もう2年、3年暮らせば、状況も変わってくる可能性はいっぱいあるのだ。

それと、ただ議員定数を減らせばいいというものではないのだ。行政というのは、いかに住民の声を吸い上げて行政を運営していくか。議員の数云々ではない。今現在の我がつがる市の現状を見ても、財政もそんなに逼迫しているわけではない。公債比率だって13.3%まで好転している。いま委員長が1,000万減らすことによって云々言っているけれども、そこまで財政にこだわるのであったら、我々議員の報酬を下げればいいんだよ。今どこで働いたって、1カ月三十何万もらえるか。自分たちの身を削るということ云々と委員長が言っておったけれども、そういうことで削ればいい、どうせやるのなら。

私前にも言っているけれども、議員の定数減らすことによって、小さい集落から議員が出られない状態にもなってくるのだ。そうすることによって、住民の声は行政にますます届きにくくなるの。我々は、住民のことを一番先に考えねばならないのです。いま両会派で煮詰めたとか、こういう話も出ておったけれども、私は両会派とかでなくして、どうせやるのなら議員全員でこういう案だからどうだとかと議論すればいいと思う。それで提案すれば、ただ多数決でもって決める、これは私に言わせれば住民が非常に不幸になる。

そういうことを考えれば、私はこのつがる市の議会も、ただこういう方向でばかり物事を決めていけば、最後はほかの自治体からも笑われるような状態になると思うよ。あくまでも行政は地域住民主体でなければいけない。今も申し上げたけれども、我々は今1カ月32万円もらっているけれども、一般に働いて勤めたって、どこでもそんなにもらっていないの。そういう点から考えれば、私は2万円ぐらい下げたっていいと思う。これに対しては、私は絶対反対であります。

以上です。

○議長（佐々木慶和君） 佐藤議員。

○7番（佐藤孝志君） ただいま発議された3号議案についてであります。賛成の立場から討論させていただきます。

本市においては、基幹産業である農業、特に稲作における米価下落等により、所得向上が伸び悩み、市民の生活が厳しい状況にあります。

また、今後の人口減少により、自主財源の根幹をなす税収入もますます落ち込んでいくことが予想されます。そのような中で、議員みずから身を切る改革を示し、また切磋琢磨していかなければならないという観点から、2期連続の削減になりますが、今回の提案に賛成いたします。

議員が減ることで、地域の代表がいなくなるとか、少数意見が市政に届きにくくなるとの意見もあるかと思いますが、実際そのようなことが起きないためにも、我々議員一人一人がより一層責任を自覚するとともに、地域に入り声を拾うことによって不安を払拭できるものと考えます。また、資質の向上を図ることによって、政策立案能力等の議会機能を高め、市民の負託に応えていくことが必要であり、それが議員定数削減の効果であると考えます。

また、反対討論の中では、時期の問題、それから報酬等について今ご意見ありましたが、選挙が

近づいてからの削減では、新たに立候補を考えている人に圧力をかけることにもなりかねず、駆け込みで行うのではなく、十分な周知を図れる点からも、今回の提案は適切と考えるものであります。

以上申し述べ、本案に対しての私の賛成討論といたします。

○議長（佐々木慶和君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木慶和君） これより発議第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木慶和君） 起立多数です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎発議第4号の上程、説明、討論、採決

○議長（佐々木慶和君） 日程第6、発議第4号 つがる市議会会議規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

長谷川議会改革検討特別委員長。

〔議会改革検討特別委員長 長谷川 徹君登壇〕

○議会改革検討特別委員長（長谷川 徹君） 発議第4号 つがる市議会会議規則の一部を改正する規則案。

提案理由。近年の男女共同参画の状況に鑑み、当市議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため提案するものであります。

次のページに記載しておりますとおり、会議規則第2条及び第91条にそれぞれ第2項として「議員または委員は、出産のため出席できないときは日数を定めて、あらかじめ議長または委員長に欠席届を提出することができる」という規定を追加するものであります。

改正前の会議規則では、議員が本会議など欠席する際の理由に、女性議員の出産については明確に規定されていませんでした。このような中、全国市議会議長会が有村女性活躍担当大臣より「女性議員が活躍できる環境を整備して議会を活性化し、よりよい市民サービスを実施するため、標準市議会会議規則において出産に伴う議会の欠席に関する規定を明確に設けていただくことを検討したい」との趣旨を受け、同会議規則の改正をしたことから、当市議会においても今回一部改正するものであります。

議員各位におかれましては、以上の趣旨をご理解いただき、ご賛同くださるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（佐々木慶和君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木慶和君） ないようですので、発議第４号の質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木慶和君） ご異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木慶和君） 討論なしと認めます。

これより発議第４号を採決します。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木慶和君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第４号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議員派遣の件

○議長（佐々木慶和君） 日程第７、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり青森県市議会議員研修会へ議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木慶和君） ご異議なしと認め、議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木慶和君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって平成27年第３回つがる市議会定例会を閉会いたします。

（午前１０時３６分）

会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 佐々木 慶 和

署名議員 天 坂 昭 市

署名議員 成 田 克 子